

一般財団法人家電製品協会

第17回 理事会 議事次第

■ 日 時 : 2021年3月4日(木) 15:00~17:00

■ 場 所 : リモート会議

■ 議 事 :

1. 開 会

2. 来賓ご挨拶

3. 議案審議及び議決

第1号議案 2021年度事業計画及び収支予算について

第2号議案 (指定法人)2021年度事業計画書及び収支予算書の認可申請について

第3号議案 規程類の改正について

第4号議案 評議員に提案する役員候補者案の承認について

第5号議案 評議員会の決議及び報告の省略について

4. 報告事項

報告事項1 家電製品PLセンター事業における不当な影響の排除について

報告事項2 株式会社エディオンとの係争について

報告事項3 今後の行事予定について

5. 閉 会

以上

第17回理事会 出席者

＜敬称略＞

	氏名	会社名	役職	出席
理事長	柵山 正樹	三菱電機株式会社	取締役会長	○
副理事長	松本 匡	三菱電機株式会社	専務執行役	リモート
副理事長	橋本 仁宏	シャープ株式会社	専務執行役員	リモート
専務理事	伊藤 章	一般財団法人家電製品協会	専務理事	○
理事	糸川 滋	ソニー株式会社	執行役員	リモート
理事	小林 伸行	東芝ライフスタイル株式会社	取締役社長	リモート
理事	谷口 潤	日立グローバルライフソリューションズ株式会社	取締役社長	リモート
理事	河野 明	パナソニック株式会社	アプライアンス社副社長	リモート
理事	高田 伸一	株式会社JVCケンウッド	常務執行役員	リモート
理事	澤井 克行	ダイキン工業株式会社	執行役員	リモート
理事	小須田 恒直	株式会社富士通ゼネラル	取締役 経営執行役副社長	リモート
理事	西崎 太真	三菱重工サーマルシステムズ株式会社	取締役	リモート
理事 12名				
監事	佐々木 定雄	一般社団法人日本ガス石油機器工業会	専務理事	リモート
監事	松尾 勝	公益社団法人 全国家庭電気製品公正取引協議会	専務理事	×
監事 1名				
来賓	西川 和見	経済産業省商務情報政策局情報産業課	課長	リモート
来賓	村上 敦子	経済産業省商務情報政策局情報産業課	課長補佐	リモート
来賓	鈴木 寛和	経済産業省商務情報政策局情報産業課	係長	リモート
来賓 3名				

2021年度 事業計画案及び収支予算案説明資料

目次

	ページ
2021年度収支予算案概要（協会全体）	2
Ⅰ 一般部門	
Ⅰ－1 一般部門 収支予算案概要	3
Ⅰ－2 一般部門 事業計画案及び収支予算案	4～6
Ⅱ 自治体支援部門	7
Ⅲ 家電リサイクル券センター部門	8
Ⅳ 指定法人部門	9
Ⅴ 家電製品PLセンター部門	10
Ⅵ 資格審査認定部門	11
Ⅶ 設備投資、積立預金予算案	12

2021年度 収支予算案概要（協会全体）

（単位：百万円）

科目	No	2021年度予算(A)	2021年度予算内訳							2020年度予算(B)	増減(A-B)
			一般部門	自治体支援部門	家電リサイクル券センター部門	指定法人部門	PLセンター部門	資格審査認定部門	内部取引		
①基本財産等運用益	(1)	1	1	0	0	0	0	0	0	1	0
②受取会費等	(2)	180	146	0	0	0	34	0	0	180	0
③事業収益	(3)	5,276	0	0	2,595	2,466	0	214	0	4,455	821
④雑収益	(4)	62	43	0	56	0	0	6	△43	66	△4
⑤RKCからの繰入額	(5)	0	0	287	0	10	0	0	△297	0	0
経常収益計	(6)	5,519	190	287	2,651	2,476	34	220	△340	4,702	817
①事業費	(7)	4,951	73	250	2,065	2,430	19	114	0	4,168	783
②管理費	(8)	577	114	37	290	74	18	88	△43	563	13
③他部門への繰出額	(9)	0	0	0	297	0	0	0	△297	0	0
経常費用計	(10)	5,527	187	287	2,651	2,503	37	202	△340	4,731	796
一般正味財産増減額	(11)	△8	3	0	0	△27	△3	19	0	△28	20
一般正味財産期首残高	(12)	2,356	1,751	0	150	105	65	286	0	2,292	64
一般正味財産期末残高	(13)	2,348	1,753	0	150	78	62	305	0	2,263	84

I-1 一般部門 収支予算案概要

(単位：百万円)

科目	No	2021年度	2020年度			増減 (A-B)	備考
		予算 (A)	予算 (B)	決算 (C)	差異 (C-B)		
①基本財産等運用益	(1)	1	1	1	0	0	
②受取会費等	(2)	146	146	147	1	0	29社10団体からの賛助会費。
③雑収益	(3)	43	44	43	△1	△0	他会計からの管理部門業務費分担金
経常収益計	(4)	190	190	190	0	△0	
①事業費 次頁以降事業内容説明	(5)	73	72	34	△39	1	2020年度感染症影響により△39 (エコプロ△14、EDI調査△6等)
②管理費	(6)	114	118	115	△3	△4	
経常費用計	(7)	187	190	148	△42	△3	
経常外費用計	(8)	0	0	1	1	0	2020年度PCリース資産除却損
一般正味財産増減額	(9)	3	0	41	41	3	
一般正味財産期首残高	(10)	1,751	1,664	1,710	46	87	
一般正味財産期末残高	(11)	1,753	1,664	1,751	87	90	

1-2 一般部門 事業計画案及び収支予算案

(単位：百万円)

No	事業名	2021年度の主な事業内容	委員会名	2021年度 予算 (A)	2020年度 予算 (B)	増減 (A-B)
1	環境関連	<p>①環境配慮設計及び資源有効利用の取組み</p> <ul style="list-style-type: none"> 家電製品の素材構成等を調査し、再商品化率への影響度・課題等の所要対応を実施。 製品アセスメントマニュアル改訂と好事例の共有。 <p>②容器リサイクル法、プラスチック資源循環戦略への対応</p> <ul style="list-style-type: none"> 容器包装のプラスチック代替の好事例調査の実施。 	<p>製品アセスメント</p> <p>容器包装リサイクル</p>	10	4	6
				プラスチック代替 好事例調査費：+5		
2	家電リサイクル関連	<p>①合同会合への対応</p> <p>3回目の家電リサイクル法見直し検討合同会合への協力と、家電リサイクル制度の円滑な運営と利便性の向上に努める。</p> <p>②家電リサイクルに係る普及広報活動の推進</p> <p>「家電リサイクル年次報告書」や小冊子「やってはいけない家電の捨て方」による普及啓発の推進及び協会サイトの利活用による啓発推進。</p>	家電リサイクル	2	2	0
3	地球温暖化防止・省エネルギー対策関連	<p>①中長期的なエネルギー政策への対応</p> <p>「2050年カーボンニュートラル」「脱炭素社会」を踏まえた政策動向把握と対応。</p> <p>②国民運動「COOL CHOICE」への参画とスマートライフに関する情報提供</p> <p>「スマートライフおすすめBOOK」の制作・配布。</p> <p>③消費者に対する地球温暖化防止に関する啓発活動</p> <ul style="list-style-type: none"> 協会サイト「省エネ家電deスマートライフ」運用。 「エコプロ」展への出展。 	省エネルギー対策	31	31	△1

(次頁へ)

1-2 一般部門 事業計画案及び収支予算案

(単位：百万円)

No	事業名	2021年度の主な事業内容	委員会名	2021年度 予算 (A)	2020年度 予算 (B)	増減 (A-B)
4	製品安全 関連	<p>①製品安全技術及び安全マネジメントの検討</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 事故情報及びリコール情報の収集分析と情報共有。 ・ 設計製造に関する技術及びマネジメント手法研究。 <p>②製品事故の拡大防止と業界横断施策の検討</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ リチウムイオン蓄電池搭載製品の多様化を見据え、安全性確保の調査・研究及び関係省庁との連携。 <p>③家電製品の安全に関する行政及び外部団体の対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 経済産業省「製品安全小委員会」「IoT機器の製品安全確保に関する検討会」等への参画と意見具申。 ・ 消費者庁、NITE等の情報収集と指導事項への対応。 	製品安全	5	5	0
5	ユニバーサル デザイン 技術関連	<p>家電製品のユニバーサルデザインに関する課題の研究及び関連規格の業界横断的な標準化の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「家電製品の報知音に関するガイドライン」に関連するJIS規格の改正。 ・ ICT機器と家電製品の連携時のガイドライン策定。 ・ 経済産業省「アクセシブルデザイン国際標準化委員会」への参画と意見具申。 	ユニバーサルデザイン技術	3	3	△0
6	消費者啓発 関連	<p>家電業界の製品安全、ユニバーサルデザイン、省エネ、リサイクル、スマートハウス等の情報発信</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 消費生活センター向け「家電製品Q&A」の更新。 ・ 協会サイトにて関係機関の製品安全に関するページの「まとめサイト」機能を充実し利便性を図る。 ・ 協会サイト「UDデザイン配慮家電製品」の運営。 	消費者啓発	4	8	△4

消費者啓発資料の電子媒体化：△3

(次頁へ)

1-2 一般部門 事業計画案及び収支予算案

(単位：百万円)

No	事業名	2021年度の主な事業内容	委員会名	2021年度 予算 (A)	2020年度 予算 (B)	増減 (A-B)
7	消費者関連 法務	<p>消費者関連法案の改正及び制定への対応</p> <ul style="list-style-type: none"> 新法制定や法改正を注視し必要な意見具申の検討。 AI、IoT、デジタルプラットフォーム等関連法規の分析と課題検討。 	消費者 関連法務	1	1	0
8	アフター サービス 関連	<p>①家電製品のアフターサービス向上と安全点検に関する普及啓発の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> 長期使用製品の安全点検推進及び季節家電製品（エアコン等）のシーズン前安全点検の普及啓発。 家電製品愛情点検チェックの活用による実施推進。 <p>②安全点検技術講習会の運営</p> <p>家電流通諸団体に対し、Webを活用し実施。</p>	アフター サービス	3	2	1
9	流通EDI 関連	<p>家電業界におけるEDI標準化により、流通企業とメーカー企業双方の業務効率化を推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 2024年固定電話網のIP網への移行対応としての調査を実施。標準的な方式、手順を作成。 家電業界標準EDIフォーマット「拡張E-VANフォーマット」の普及推進。 	流通EDI 標準化推 進	6	6	△0
10	広報関連	<p>①広報活動の推進</p> <p>協会サイトにて協会概要や活動成果等を情報発信。</p> <p>②「家電産業ハンドブック2021」の発行</p> <p>家電産業の各種統計に基づき家電業界動向を解説。</p>	運営 ・ 政策企画	9	9	△0
事業費合計				73	72	1

II 自治体支援部門

1. 事業計画案

(1) 不法投棄未然防止事業協力の実施

2021年度に助成金を交付する予定の自治体は125市区町村（2020年度より15増）

(2) 離島対策事業協力の実施

2021年度に助成金を交付する予定の自治体は17市町村（2020年度と増減なし）

2. 収支予算案

（単位：百万円）

科目	No	2021年度	2020年度			増減 (A-B)	備考
		予算 (A)	予算 (B)	見込 (C)	差異 (C-B)		
RKCからの繰入額	(1)	287	240	240	△0	47	RKCより287を充当
経常収益計	(2)	287	240	240	△0	47	
①事業費	(3)	250	200	207	7	50	支援自治体増により事業費増
②管理費	(4)	37	40	33	△7	△3	
経常費用計	(5)	287	240	239	△1	47	
経常外費用計	(6)	0	0	1	1	0	2020年度PCリース資産除却損
一般正味財産増減額	(7)	0	0	0	0	0	
一般正味財産期首残高	(8)	0	0	0	0	0	
一般正味財産期末残高	(9)	0	0	0	0	0	

III 家電リサイクル券センター部門

1. 事業計画案

(1)新しいリサイクル券の安定運用と利便性向上（収集運搬業者券・排出事業者券）

(2)2022年度センターサーバーリプレースに向けた要件定義等の推進

2. 収支予算案

(単位：百万円)

科目	No	2021年度	2020年度			増減 (A-B)	備考
		予算 (A)	予算 (B)	見込 (C)	差異 (C-B)		
4品目引取台数(万台)	(1)	1,300	1,200	1,523	323	100	引取台数増1,300万台(+100万台)
①事業収益	(2)	2,595	2,396	2,568	172	200	引取台数増により収益増
受託業務手数料	(3)	2,145	1,980	2,559	579	165	
返金見込額	(4)	0	0	△478	△478	0	2020年度返金見込額 478
券販売	(5)	450	416	487	71	35	
②雑収益	(6)	56	56	56	△0	△0	5年間未使用の郵便局券代金計上
經常収益計	(7)	2,651	2,452	2,624	172	200	
①事業費	(8)	2,065	1,895	2,092	197	170	引取台数増による変動費増と 新リサイクル券対応システム費
②管理費	(9)	290	307	286	△20	△17	
③自治体支援・指定 法人部門への繰出	(10)	297	250	245	△5	47	自治体支援事業及び指定法人普及啓 発費として拠出
經常費用計	(11)	2,651	2,452	2,623	171	200	
經常外費用	(12)	0	0	1	1	0	2020年度PCリース資産除却損
一般正味財産増減額	(13)	0	0	0	0	0	
一般正味財産期首残高	(14)	150	150	150	0	0	翌年度期首資金繰り対応のため
一般正味財産期末残高	(15)	150	150	150	0	0	

IV 指定法人部門

1. 事業計画案

- (1) 特定製造事業者から委託を受け、4品目のリサイクルを実施
 (2) 家電リサイクルの円滑な推進に向けた調査を実施
 (3) 適正ルートによる排出促進、回収率向上を目指した普及啓発活動の実施

2. 収支予算案

(単位：百万円)

科目	No	2021年度	2020年度			増減 (A-B)	備考
		予算 (A)	予算 (B)	見込 (C)	差異 (C-B)		
4品目引取台数(万台)	(1)	60	45	63	18	15	引取台数増60万台 (+15万台)
①事業収益	(2)	2,466	1,851	2,594	743	615	引取台数増により収益増
②RKCからの繰入額	(3)	10	10	5	△5	0	普及啓発費に充当
経常収益計	(4)	2,476	1,861	2,599	738	615	
①事業費	(5)	2,430	1,816	2,520	705	614	・引取台数増により再商品化等業務委託費増 2,368(+592) ・調査・普及啓発費 60(+22)
②管理費	(6)	74	71	70	△1	2	
経常費用計	(7)	2,503	1,887	2,590	704	617	
経常外費用計	(8)	0	0	0	0	0	
一般正味財産増減額	(9)	△27	△25	8	34	△2	繰越金を減らすためにマイナス予算
一般正味財産期首残高	(10)	105	93	96	4	12	
一般正味財産期末残高	(11)	78	67	105	37	10	

V 家電製品PLセンター部門

1. 事業計画案

(1)家電製品の事故等に関する相談、斡旋、裁定を行う。

(2)情報開示及び広報活動

①「月次インフォメーション」及び「年次報告書」のWebサイトによる情報開示

②関係工業会、事業者、消費生活センター等への情報提供

2. 収支予算案

(単位：百万円)

科目	No	2021年度	2020年度			増減 (A-B)	備考
		予算 (A)	予算 (B)	見込 (C)	差異 (C-B)		
受取会費	(1)	34	34	34	△0	0	10団体からの賛助会費収入
経常収益計	(2)	34	34	34	△0	0	
①事業費	(3)	19	21	17	△3	△2	
②管理費	(4)	18	17	16	△1	1	
経常費用計	(5)	37	38	33	△4	△1	
経常外費用計	(6)	0	0	1	1	0	2020年度PCリース資産除却損
一般正味財産増減額	(7)	△3	△4	0	4	1	繰越金を減らすためにマイナス予算
一般正味財産期首残高	(8)	65	64	65	1	1	
一般正味財産期末残高	(9)	62	60	65	5	2	

VI 資格審査認定部門

1. 事業計画案

(1)「CBT (Computer Based Testing) 方式」推進 (感染症対策・受験者利便性向上)

(2)人的資源の確保策に併せDX化を推進

(3)2021年度計画

①資格試験 ・ 受験者数 14,000名 (前年見込比 82%、団体申請減少見込)

②資格更新 ・ 更新者数 12,000名 (更新率 60%) ・ 電子化率 98% (+3%)

2. 収支予算案

(単位：百万円)

科目	No	2021年度	2020年度			増減 (A-B)	備考
		予算(A)	予算(B)	見込 (C)	差異 (C-B)		
①事業収益	(1)	214	208	226	18	6	
一般試験	(2)	136	158	175	18	△22	受験者数 (団体申請) 減少
資格更新	(3)	79	51	51	0	28	スマートマスター資格者の更新開始
②雑収益	(4)	6	10	6	△4	△4	
経常収益計	(5)	220	218	232	14	2	
①事業費	(6)	114	124	110	△13	△10	一般試験受験者減による変動費減
②管理費	(7)	88	94	94	0	△6	
経常費用計	(8)	202	218	205	△13	△16	
経常外費用計	(9)	0	0	2	2	0	2020年度PCリース資産除却損
一般正味財産増減額	(10)	19	0	26	26	18	
一般正味財産期首残高	(11)	286	322	260	△62	△36	
一般正味財産期末残高	(12)	305	322	286	△36	△17	

VII 設備投資、積立預金予算案

1. 設備投資案

(単位：百万円)

科目	部門	No	2021年度 予算(A)	2020年度 予算(B)	増減 (A-B)	備考
器具備品	一般	(1)	1	4	△3	
	計	(2)	1	4	△3	
ソフトウェア	一般	(3)	1	0	1	
	家電リサイクル券センター	(4)	110	45	65	RKCシステム、Web集計・管理
	計	(5)	110	45	65	
合計		(6)	111	49	62	

2. 積立預金案

(単位：百万円)

科目	部門	No	2021年度 予算(A)	2020年度 予算(B)	増減 (A-B)	備考
退職給付 引当預金	一般	(1)	5	5	0	
	計	(2)	5	5	0	
固定資産 購入積立預金	一般	(3)	3	4	△1	
	家電リサイクル券センター	(4)	125	134	△8	
	指定法人	(5)	0	2	△2	
	家電製品PLセンター	(6)	1	1	0	
	資格審査認定	(7)	3	3	0	
	計	(8)	133	143	△11	
記念事業 積立預金	一般	(9)	2	2	0	
合計		(10)	140	150	△10	

2021年度 事業計画書（案）



一般財団法人家電製品協会

<一般部門>

I. 一般事業

家電製品の利用者、製造業者、流通業者等の便益向上に寄与するため、環境保全・資源有効利用、地球温暖化防止・省エネルギー対策、製品安全等に関して次の事業を実施する。

1. 環境関連事業

(1) 環境配慮設計及び資源有効利用の取組み

- ①家電製品の新たな機能や新構成の変化について素材構成等を調査し、再商品化率への影響度・課題等を関係者と情報共有し、所要の対応を行う。
- ②環境配慮設計に関する取組みの好事例を「製品アセスメント事例」として協会サイトに掲載する。
- ③家電製品の環境配慮設計に関する資料等を改定し、協会サイトに掲載する。
- ④製品アセスメントマニュアルの改訂に関する提案内容について関係者と情報共有し、所要の対応を行う。
- ⑤化学物質の規制情報等に関する情報収集を行い、関係者と情報共有する。
- ⑥環境配慮設計関係の協会HPの改訂を継続実施し、利活用の向上を図るために、コンテンツの具体評価ツールの導入及び評価の定量化を図る。

(2) 「容器包装リサイクル法」への対応

- ①容器包装廃棄物の削減に向けた取組みを推進するとともに、同法に係る諸課題について、関係団体と連携を取り、対応を図る。
- ②家電製品の容器包装に関する素材構成を調査し、最新の情報・課題等を関係者と情報共有し、所要の対応を行う。
- ③容器包装のプラスチック代替に向けた国内外の好事例等を調査し、関係者と情報共有する。
- ④経済産業省・環境省が推進している「プラスチック資源循環戦略」について、関係団体等連携を密に取り、同戦略に係わる諸課題等について関係者と共有する。

2. 家電リサイクル関連事業

(1) 「家電リサイクル法」への対応

- ①「産業構造審議会産業技術環境分科会廃棄物・リサイクル小委員会電気・電子機器リサイクルワーキンググループ 中央環境審議会循環型社会部会家電リサイクル制度評価検討小委員会 合同会合」が2014年10月に公表した報告書に記載されている各主体が取り組むべき施策について、関係者との連携を密に所要の対応を行う。
- ②上記報告書とともにアクションプランに示された要求事項に対して、毎年開催される合同会合の中で各主体の実施状況がフォローアップされ、家電リサイクルの一層の高度化に向け継続した取り組みが行われてきた。3回目の家電リサイクル法の評価・検討が予定される中で、家電リサイクル法の評価・検討に協力するとともに、家電リサイクル制度の円滑な運営と利便性の向上に努め、4品目の適正な排出に関する消費者啓発など、関係者との連携を密にして取り組む予定。

③家電リサイクルに係わる普及広報活動を関連部門と連携し、活動を推進する。消費者や関係者等への積極的な情報提供を行うべく、協会 WEB サイトで家電リサイクルに係るコンテンツの大幅な改訂を行い、利活用しやすくなるように取り組む。また「家電リサイクル年次報告書（2020年度版）」を制作するとともに、その配布先の拡大を通じて利活用をより一層推進する。併せて小冊子「やってはいけない家電の捨て方」を、家電リサイクルプラントの見学者、各種イベント会場来場者、一部自治体への配布等を積極的に行い、家電リサイクルの啓発を推進する。

(2) 「小型家電リサイクル法」法への対応

「産業構造審議会産業技術環境分科会廃棄物・リサイクル小委員会小型家電リサイクルワーキンググループ 中央環境審議会循環型社会部会小型電気電子機器リサイクル制度及び使用済製品中の有用金属の再生利用に関する小委員会合同会合」において、小型家電リサイクル法の評価・検討が2019年度下期から開始され2020年3月にかけて実施された。そこで方向付けされた内容に対して関係者と連携を密に所要の対応を行う。

3. 地球温暖化防止・省エネルギー対策関連事業

地球温暖化防止に向けた温室効果ガスの排出抑制に関する国際的な枠組みである「パリ協定」（2016年11月に発効）において、我が国は2030年度までに温室効果ガスの排出を2013年度比で26%削減する中期的目標を設定し、「地球温暖化対策計画」に沿って「COOL CHOICE」等の国民運動による省エネルギーを推進している。

さらに政府は昨年10月に、長期的な温暖化対策として2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、すなわち「2050年カーボンニュートラル」・「脱炭素社会」を目指すことを宣言し、これを実現するための政策協議が開始された。

このような状況を受け消費者の地球温暖化対策や脱炭素への関心がさらに高まって来ている中、協会は、以下の重点項目を推進する。

(1) 中長期的なエネルギー政策の把握と更なる省エネルギーの推進

- ①2021年は「地球温暖化対策計画」、「エネルギー基本計画」、「パリ協定に基づく長期戦略」の見直しが予定されており注視が必要。
- ②家電製品の更なる省エネを推進するため、省エネルギー法及びトップランナー機器の見直しや目標基準値の改正等も継続して審議されている。
- ③以上を踏まえ、協会は関連する情報収集を図ると共に諸施策に関し総括的な対応を行い、業界横断的な課題整理や対応策の検討を行う。

(2) 国民運動「COOL CHOICE」への参画

COOL CHOICEは、2030年度に温室効果ガスの排出を2013年度比で26%削減する目標を達成のため、脱炭素社会づくりに貢献する製品への買換え・サービスの利用・ライフスタイルの選択など、地球温暖化対策に資する「賢い選択」を促す運動である。協会は省エネ性能に優れた家電製品への買換え啓発等を通して積極的な貢献を図って行く。

(3) 関係省庁及び団体が進める省エネルギー対策事業への対応

「電機・電子業界低炭素社会実行計画」などの省エネルギー対策事業への協力として、関連工業会と連携を図り、省エネに加え創エネ・蓄エネが一体となっ

たスマートライフに関する冊子「スマートライフおすすめ BOOK」の制作・配布等を通して、省エネ家電、創エネ・蓄エネ機器に関する情報提供を行う。

(4) 消費者に対する地球温暖化防止に関する啓発活動の実施

地球温暖化の原因と取組み方法、2050年カーボンニュートラル・脱炭素社会に向けた政策、省エネ家電製品への買換えによる省エネ効果、創エネ・蓄エネ・HEMSによるエネルギーの有効活用等について啓発する以下の活動を行う。

- ①協会サイト「省エネ家電 de スマートライフ (大人版・キッズ版)」の運用
- ②省エネ・環境に関する展示会「エコプロ」への出展

4. 製品安全関連事業

製品安全委員会においては、家電製品の安全性向上に係る業界共通の諸課題である安全な製品を設計し製造するための技術、消費者に製品を安全に使用いただくための情報提供と啓発活動、市場で発生した安全問題への対応、安全規格に関する業界意見の集約と提言等に関し、以下の事業に取り組む。

また、AI、IoT等の新たな技術の製品安全への活用、製品ライフサイクルの長期化と安全性の両立に関する課題に関しても積極的に調査・研究を行っていく。

(1) 家電製品の安全技術及び安全マネジメントの課題検討

- ①事故の未然防止と再発防止に資するため、業界横断的な事故情報及びリコール情報の収集と分析を行い、関係機関省庁、関連団体、事業者との情報共有を図る。
- ②安全な製品の設計と製造に関する技術及びマネジメント手法等の研究を行う。

(2) 消費者が製品を安全に使用するための施策検討

- ①経済産業省「IoT機器の製品安全確保に関する検討会」に参画し、業界としての意見具申を行う。
- ②災害時における商用電源以外からの家電製品への電力供給に関し、安全で適切な活用が図られるよう、他工業団体と連携して調査、研究と啓発活動を行う。
- ③事故情報、リコール情報の分析結果を消費者啓発委員会に提供し、効果的な啓発活動に繋げる。

(3) 製品事故の拡大防止に向けた効果的な業界横断施策の検討

- ①リチウムイオン蓄電池搭載製品の急速な多様化を見据えて、安全性確保に関する調査・研究と関係省庁への意見具申を行う。
- ②総務省消防庁「住宅防火対策推進協議会」に参画し、関係機関、省庁との連携を強化する。

(4) 「電気用品安全法」及び関連する規格改訂等への対応

電気用品安全法における諸課題に対して、経済産業省による関連調査検討委員会に委員派遣し、関係団体と連携して課題解決に向けた提案等を行う。

(5) 家電製品の安全に関する行政及び外部団体への対応

- ①経済産業省産業構造審議会主催の「製品安全小委員会」へ委員参加して家電製品の安全全般に関する業界意見の反映を行なう。さらに、消費者庁、NITE等からの製品安全に関する情報の収集と指導事項への対応を検討する。
- ②家電製品からの電磁波及び家電製品からの揮発性有機化合物(VOC)に関する情報収集に努め、必要に応じ対応策の検討を行う。

- ③赤外線リモコン方式におけるカスタムコードの管理等を行い、赤外線リモコン製品相互の誤動作を防止し、消費者の安全確保に資する。

5. ユニバーサルデザイン技術関連事業

高齢者や障がい者にとって「使いやすく・わかりやすい家電製品」を提供するため、家電製品のユニバーサルデザインに関する課題の研究及び関連規格の業界横断的な標準化等を目指して、以下の取組みを行う。

- (1)「家電製品の報知音に関するガイドライン」改正に伴い、関連する JIS S 0013 の改正を行う。
- (2)障がい者団体、関連公的機関等とのヒアリング調査を踏まえて、I C T機器（スマホ、スマートスピーカー）等と家電機器の連携時における障がい者への配慮事項に関するガイドラインの策定を行う。
- (3)ユニバーサルデザインの規格化等への対応として、経済産業省「アクセシブルデザイン国際標準化委員会」に参画し、家電業界の意見の反映を図る。

6. 消費者啓発関連事業

全国各地に設置されている「消費生活センター」相談員との情報交流会、啓発講座については、新型コロナウイルス感染症を契機としてオンラインによる開催要望が今後増加することを想定し、コンテンツのW e b化や動画対応など、オンラインへの対応を強化して行く。引き続き、家電業界における製品安全、ユニバーサルデザイン、省エネルギー、リサイクル、スマートハウスへの取組みに関し、以下の事業を通じて積極的な情報発信・啓発及び協力関係の構築を行う。

- (1)消費生活センター等からの要請による消費者啓発講座で使用する資料の改訂W e b化対応を行う。
- (2)消費者関連団体との情報交流会、消費生活センターへのヒアリングを通じて、消費者に関連する情報を収集し、消費生活センターの相談員向けサイト「家電製品Q & A」の充実を図る。
- (3)協会サイトの製品安全ページにおいて、関係機関省庁、関連団体、事業者の持つ製品安全に関するページへの窓口「まとめサイト」機能としての充実を図るとともに、それら関係部門と協力・連携した普及・広報活動に取り組む。
- (4)ユニバーサルデザイン技術委員会と連携して、協会サイトの「ユニバーサルデザイン配慮家電製品」ページの運営・管理を行う。

7. 消費者関連法務事業

- (1)関連法案の改正、制定への対応

消費者関連の新法制定や重要な法改正、重要判例や行政処分例の動向を注視し、必要に応じて家電業界としての意見具申を行うとともに、会員企業の実務面での活動が円滑に進むよう適切な提言を行う。

- (2)中・長期的視点での関連法規の調査研究

A I、I oT、デジタルプラットフォーム等による社会変化に係る関連法規の影響を分析し、家電業界としての課題を検討する。

8. アフターサービス関連事業

- (1)家電製品のアフターサービス向上に関する調査研究と安全点検に関する普及啓発活動の推進
 - ①長期使用製品の安全点検推進及び季節家電製品（エアコン等）のシーズン前安全点検の普及啓発を推進する。
 - ②経済産業省が実施する「製品安全総点検月間」への対応として、Webでの「家電製品愛情点検チェック」の普及啓発を行う。
- (2)安全点検技術講習会の運営・管理
家電流通諸団体に対し、Webを活用した効率的、効果的な安全点検技術講習会の運営を行う。

9. 流通EDI関連事業

家電業界における流通企業とメーカー企業双方の業務効率化を推進するため、時代の変遷に合わせ、EDI標準化項目の拡充と推進に必要な事項を検討し、普及を図る。また、次世代EDIを巡るIT技術や流通企業の動向把握に努める。

- (1)2024年の固定電話網のIP網への移行に併せ、現行の全銀TCP/IP手順、JCA手順に代わる家電業界としての新たなネットワークの調査を行い、標準的な方式、手順を作成することにより、家電メーカー全体の効率化を図る
- (2)名称変更見直し（流通BMS対応フォーマット等）も含め、家電業界標準EDIフォーマットである「拡張E-VANフォーマット」の普及を推進する。
また、流通BMS対応としてメーカー間の連携及び情報共有を継続し、流通企業が新規に導入する際の迅速化を図る。
- (3)実施済の物流情報に関する調査結果の家電業界EDIの標準レイアウトへの反映に関し、更なる情報の積み上げを行う。
- (4)流通EDI標準化活動を通じ、新規公開及び改訂すべき内容について協会サイトを活用し、適宜情報提供する。

10. 協会広報関連事業

- (1)広報事業
 - ①協会の概要、事業内容、活動成果等を協会サイトに広く紹介し、賛助会員、関係団体、一般消費者等へ家電産業の取組みや課題等の普及啓発を推進する。
 - ②6月に家電産業界の情報交流の場である第4回家電産業交流会を実施する。
- (2)家電産業ハンドブック関連事業
日本の家電産業の状況を、国内出荷、国内生産、輸出、輸入の各項に渡り、最新統計に基づき動向を解説する「家電産業ハンドブック」を更新し、2021年版として賛助会員への情報共有を図るとともに、その抜粋版を協会サイトに掲載することで、一般の利用の用に供する。

<自治体支援事業部門>

II. 自治体支援事業

不法投棄される廃棄物の削減を目的とした地方公共団体（市町村）の不法投棄未然防止の取組みを支援する「不法投棄未然防止事業協力」、離島地域の消費者が排出する特定家庭用機器廃棄物の海上輸送費用を負担するための「離島対策事業協力」を以下のとおり実施する。

なお、事業の公正な運用を図るために第三者委員会を組織し、当該委員会の決定した次の業務を実施する。また、2022年以降の事業協力の改善を提案検討し実施する。

1. 不法投棄未然防止事業協力の実施

特定家庭用機器廃棄物の不法投棄を未然に防止する事業及び不法投棄された特定家庭用機器廃棄物を回収し、再商品化等実施者に引き渡す事業を実施する又は実施しようとしている市町村等に対し、事業の実例等の紹介やその他必要な情報の提供、事業の立案に対する助言、助成金の交付を行う。

なお、2021年度「不法投棄未然防止対策事業」の助成金を交付する予定の自治体は125市区町村で、昨年度より15増となる。

2. 離島対策事業協力の実施

次に掲げるいずれかの事業を実施する又は実施しようとしている市町村に対し、事業の実例等の紹介やその他必要な情報の提供、事業の立案に対する助言、助成金の交付を行う。

(1) 離島地域において特定家庭用機器廃棄物を引き取った又は回収した場所から指定引取場所までの輸送を効率的な方法により行い、再商品化等実施者に引き渡す事業

(2) (1)に掲げる事業を市町村の委託を受けていない第三者が行っている場合、その第三者に対して海上輸送に要する費用の全部又は一部に相当する額の補助金を交付する事業

なお、2021年度「離島対策事業」の助成金を交付する予定の自治体は17市町村で、昨年度と同数となる。

3. 市町村等が実施した支援事業の評価等

第三者委員会において、市町村等が実施した支援事業について、その効果、問題点等について評価を行い、協会サイトにて公表する。このほか、第三者委員会の決定に基づき助成金を交付した支援事業の内容等を協会サイトにて公表する。

＜家電リサイクル券センター部門＞

Ⅲ. 家電リサイクル券センター事業

家電リサイクル券システムが引き続き社会システムとして社会に貢献していくためには、一層のコスト削減、効率化、システムの安定運用、製造業者等や小売業者といった関係者との緊密な連携に努めることが求められている。このため、2021年度は以下の事業を実施する。

1. 家電リサイクル券システムの運営

- (1) 運営の効率化を図る。
- (2) 主務官庁、製造業者等、取扱店等との連携を強化する。
- (3) 業務委託先との緊密な業務の遂行を図る。
- (4) 小売業者の入退会、製造業者等の加入・契約解除申込みへの対応を行う。
- (5) 取扱店の倒産発生等に対する迅速な対応を図る。
- (6) 取扱店における家電リサイクル券の適正な運用を促進する。
- (7) 新しい家電リサイクル券の早期安定運用を図る。

2. 家電リサイクル券システムの普及啓発

- (1) 取扱店等への家電リサイクル法に基づく特定家庭用機器廃棄物の適正な引渡しに関する普及啓発を行う。
- (2) 流通、自治体等への家電リサイクル券システムの普及啓発を行う。
- (3) 消費者、排出者に対する啓発（協会サイト等による活動の強化）を行う。

3. 情報システムの改善等

- (1) 各種IT技術を活用して、RKCシステム利用者のサービス向上を図る。
- (2) 円滑なシステム運用のための改善策の実行とセキュリティの確保を図る。
- (3) 現行システムの問題点を抽出し、技術の進展等を考慮して、利便性と効率性の向上を図るための新しいシステムの検討を行う。
- (4) 2022年度にセンターサーバーのリプレース及びデータセンターの移設を予定しており、2021年度は要件定義等の必要な検討を行う。

なお、2020年12月末現在、入会取扱店等は約42,000企業、家電リサイクル券を取り扱う店舗数は約56,000店、入会地方公共団体は約800団体、加入製造業者等は約100企業となっている。また、約24,000の郵便局に料金郵便局振込方式の家電リサイクル券を備えている。

<指定法人部門>

IV. 指定法人事業

特定家庭用機器再商品化法（以下「家電リサイクル法」という。）第 32 条第 1 項の規定に基づき主務大臣より指定法人に指定された者として、以下の事業を実施する。

1. 特定家庭用機器廃棄物に関するリサイクル関連業務の実施

(1) リサイクル関連業務の実施

家電リサイクル法第 33 条第 1 号及び第 2 号の規定に基づき、特定製造業者等からの委託を受けて、あるいは製造業者等が存在しない、または当該製造業者等を確認することができない特定家庭用機器廃棄物のリサイクルを行う。

また、これに付随して必要とされる情報システムの改善、特定製造業者等への情報提供、契約手続き、報告徴収への対応等を図る。

(2) 2021 年度の委託の実施

家電リサイクル法第 33 条第 1 号及び第 2 号に規定する業務の委託に関する契約について、委託先と 2020 年度から 3 年間の再商品化等実施契約を締結しており、これに基づき業務委託する。

2. 調査及び普及啓発の実施

(1) 調査の実施

家電リサイクル法第 33 条第 4 号の規定に基づき、特定家庭用機器廃棄物の排出、収集、運搬及び再商品化等に関して調査の必要性が生じた場合には、適宜実施する。

(2) 普及啓発活動の実施

家電リサイクル法第 33 条第 4 号の規定に基づき、特定家庭用機器廃棄物の適正な排出、収集、運搬及び再商品化等のより円滑な実施を図るため、主に以下の普及啓発活動を行う。

① Web サイト「これで解決！家電リサイクル」、「3 秒でえらべる家電の捨て方(仮称)」の充実化を図ることにより、適正ルートによる排出促進、ひいては回収率向上に貢献する。

② 回収率向上に向けた「アクションプラン」に基づき、必要に応じ各関係者とも連携しながら、適正排出促進に向けた普及啓発活動を実施する。

(3) 照会対応

家電リサイクル法第 33 条第 5 号の規定に基づき、特定家庭用機器廃棄物の収集・運搬及びリサイクルの実施に関する排出者、市町村等からの照会に対応する。

<家電製品PLセンター部門>

V. 家電製品PLセンター事業

家電製品に係る紛争解決の専門機関として、公正・中立・迅速な紛争解決を図るとともに、関係機関との連携を強化し、情報開示と広報活動を行う。

1. 公正・中立・迅速な紛争解決

(1) 相談手続による問題解決

相談者の主張する内容を的確に判断し、相談者の論点整理のための助言や関連情報の提供を行なった上で、相談者と事業者との話し合いを促進する。

(2) 斡旋手続による紛争解決

現場・現品・現実の三現主義に則った原因究明と、顧問弁護士の助言による法令解釈下で、斡旋手続での合意解決を図る。

(3) 裁定手続による紛争解決

消費者問題に関する有識者、弁護士及び技術専門家で構成される裁定委員会により現場・現品・現実の三現主義に則った原因究明をすすめる、裁定手続による解決を図る。

なお、新型コロナウイルス感染症防止の観点から斡旋・裁定手続の実施においては、現場・現品の写真や動画、Web会議などを活用し、迅速な対応を図る。

2. 情報開示

(1) ホームページにおける情報開示「年次報告書」及び「月次インフォメーション」をWebサイトに公表し、相談事例や斡旋事例の情報を提供することにより、家電製品による事故の再発防止や未然防止を図る。

(2) 関係工業会への情報提供

関係工業会における製品安全等の取り組みの一助となるよう、製品別相談状況等の情報を提供する。

3. 広報活動

Web会議等を活用した消費生活センター等関係機関との交流会を開催し、当センター事業への理解を促進するとともに、一般消費者からの相談に対する連携強化を図る。また、関係工業会を通じた製造事業者との情報交換会を開催し、当センター事業への一層の理解を図る。

<資格審査認定部門>

VI. 資格審査認定事業

1. 事業計画の概要

2013年度にスタートした『第Ⅰ期中期計画(2013年度～2016年度)』により建て直しをはかり、2016年度には「スマートマスター」の新規導入や経費圧縮などにより構造的な赤字を脱却した「家電製品アドバイザー資格(以下「アドバイザー」という)」及び「家電製品エンジニア資格(以下「エンジニア」という)」を柱とした当事業は、2017年度以降、“さらなる事業拡大”を目指す『第Ⅱ期中期計画(2017年度～2019年度)』に取り組み、年間2万人を超える受験者を定着させ、事業基盤の安定感が増したかに見えた。(下表参照)

2013年度		ほぼ倍増 ➡	2016年度		2017年度		2018年度		2019年度		2020年度	
第25回 (13/9月)	第26回 (14/3月)		第31回 (16/9月)	第32回 (17/3月)	第33回 (17/9月)	第34回 (18/3月)	第35回 (18/9月)	第36回 (19/3月)	第37回 (19/9月)	第38回 (20/3月)	第39回 (20/9月)	第40回 (21/3月)
7,300	6,300		13,900	12,400	10,700	13,000	14,200	13,100	12,300	中止	10,074	7,815
13,600人		26,300人		23,700人		27,300人		12,300人		17,889人		

ところが、2019年度の締め括りであった第38回試験(2020年3月)が、新型コロナウイルス感染症の拡大により、試験日直前での中止を余儀なくされ、今後の試験運営の在り方を根本的に問われる事態に陥った。そうした状況で臨んだ2020年度の第39回試験(2020年9月)は、かねてより念頭にあったC B T (Computer Based Testing) 方式をトライアル採用し、急ピッチで進めた結果、10,000人を超える受験者を呼び戻すことができた。また、試験後の受験者および法人窓口へのアンケートで、「会場と日時が自由に選択できてよかった」、「同感染症対策に問題がなかった」などの高評価を受け、次回第40回以降の試験についても「C B T方式を継続する方針」を正式に決定した。

現下の緊急事態宣言を含め、同感染症の猛威に翻弄された2020年度であったが、資格審査事業の運営の在り方において、2020年度の「人的資源の確保策に踏み込んだ検討」が棚上げとなっており、2021年度については現状を維持しつつ、もうひとつの課題であるD X化と合わせ、これを推し進めることとする。

2. 重点事業とその計画概要

アドバイザー、エンジニア、およびスマートマスターの3つの資格について、それぞれ、認定試験、資格更新、学習テキスト発刊の事業を推進する。

(1) 認定試験

下表のとおり、9月と3月の年2回、全国各都道府県約280か所の試験会場にて、C B T方式による資格認定可否を判定するための試験を実施する。

① 日程(案)

	第41回試験	第42回試験
試験期間(案)	2021年9月1日(水) ～9月14日(火)	2022年3月1日(火) ～3月14日(月)
資格交付日	2021年11月1日	2022年5月1日
申請期間(案)	2021年8月1日(日) ～8月22日(日)	2022年2月1日(火) ～2月22日(火)

②受験者数（計画案）

単位：人

		第 41 回試験	第 42 回試験	年間計 ※1
対象資格	アドバイザー(※2)	5,900	5,100	11,000 (73.4%)
	エンジニア (※2)	400	400	800 (101.3%)
	スマートマスター	1,000	1,200	2,200 (101.9%)
計		7,300	6,700	14,000 (82.2%)

※1()内は前年見込比

※2 アドバイザー、エンジニアには、エグゼクティブチャレンジの申請件数を含む

(2)資格更新

下表のとおり、定期の交付日である 11 月 1 日付および 5 月 1 日付にて、対象者の 60%を目標として資格更新(学習、認定試験)を推進する。なお、対象者の利便性向上ならびに事務効率化を目的とした 2022 年度の完全電子化(ペーパーレス化)を見据え、2021 年 5 月 1 日付更新から申請期間の短縮を行う。これを定着させるとともに、2021 年度は 98%という高い目標を掲げて進める。

	2021 年 11 月 1 日付更新	2022 年 5 月 1 日付更新
申請期間	2020 年 8 月 1 日 (日) ～10 月 31 日 (日)	2022 年 2 月 1 日 (火) ～2022 年 4 月 30 日 (土)
更新人員 (目標)	4,750 件 (更新率 60%)	7,250 件 (更新率 60%)
電子化率 (目標)	97%	98% (前年度比+3%)

(3)学習テキスト及び問題集 2022 年版の発刊数量（目標）

AI、IoT、5G など革新的技術の台頭と、新型コロナウイルス感染症の影響による「新たな日常」、DX トrend などの足元の変化により、家電製品や家電を活用した各種のサービスなどは大きく変化しつつある。そのような変化を機敏に学習カリキュラムに取り入れて家電関連従事者の知識習得を支援すべく、本年度においても、全科目の学習テキストおよび問題集を策定し、出版社より発刊する。

		数量※ (冊)	発刊時期
テキスト	アドバイザー 科目別 (3 冊)	14,000 (14,000)	2021 年 12 月
	エンジニア 科目別 (2 冊)	3,000 (3,000)	
	スマートマスター (1 冊)	3,000 (3,000)	2021 年 5 月
問題集	アドバイザー全科目 (1 冊)	4,000 (4,000)	2021 年 12 月
	エンジニア 全科目 (1 冊)	1,500 (1,500)	
	スマートマスター (1 冊)	2,000 (2,000)	2021 年 5 月

※ () 内の数は前年度実績

2021年度 収支予算書（案）



一般財団法人家電製品協会

目次

(ページ)

I. 収支予算書

1. 一般部門	1
2. 自治体支援部門	2
3. 家電リサイクル券センター部門	3
4. 指定法人部門	4
5. 家電製品P Lセンター部門	5
6. 資格審査認定部門	6
7. 予算総括表	7
8. 見込総括表	8
II. 設備投資、積立預金	9

I. 収支予算書

1. 一般部門

(損益ベース)

2021年4月1日から2022年3月31日まで

(単位：千円)

科 目	2021年度 予算 (A)	2020年度			増減 (A-B)
		予算 (B)	見込 (C)	差異 (C-B)	
I 一般正味財産増減の部					
1. 経常増減の部					
(1) 経常収益					
①基本財産運用益	(300)	(300)	(391)	(91)	(0)
基本財産受取利息	300	300	391	91	0
②特定資産運用益	(200)	(200)	(309)	(109)	(0)
運営資金財産受取利息	100	100	150	50	0
環境対策事業資金財産受取利息	100	100	159	59	0
③受取会費	(146,375)	(146,375)	(146,880)	(505)	(0)
賛助会費等	146,375	146,375	146,880	505	0
④雑収益	(43,439)	(43,577)	(42,887)	(△ 690)	(△ 138)
他会計が負担する管理部門業務費分担金	43,439	43,577	42,887	△ 690	△ 138
経常収益計	190,314	190,452	190,467	15	△ 138
(2) 経常費用					
①事業費	(73,432)	(72,144)	(33,546)	(△ 38,598)	(1,288)
・環境関連	10,216	4,403	6,665	2,262	5,813
・家電リサイクル関連	2,384	2,384	516	△ 1,868	0
・省エネルギー対策関連	30,554	31,153	14,199	△ 16,954	△ 599
・製品安全関連	5,199	5,168	2,206	△ 2,962	31
・ユニバーサルデザイン技術関連	3,075	3,452	2	△ 3,450	△ 377
・消費者啓発関連	3,967	7,854	2,412	△ 5,442	△ 3,887
・消費者関連法務	500	500	20	△ 480	0
・アフターサービス関連	2,972	2,019	1,022	△ 997	953
・流通EDI関連	6,012	6,342	71	△ 6,271	△ 330
・広報・協会運営関連	8,553	8,869	6,433	△ 2,436	△ 316
②管理費	(113,988)	(118,016)	(114,769)	(△ 3,247)	(△ 4,028)
人件費	92,096	95,174	93,907	△ 1,267	△ 3,078
事務費	13,261	14,237	11,746	△ 2,491	△ 976
事務所費	8,498	8,472	8,983	511	26
敷金償却	133	133	133	0	0
経常費用計	187,420	190,160	148,315	△ 41,845	△ 2,740
当期経常増減額	2,894	292	42,152	41,860	2,602
2. 経常外増減の部					
(1) 経常外収益					
経常外収益計	0	0	0	0	0
(2) 経常外費用					
リース資産除却損等	0	0	1,160	1,160	0
経常外費用計	0	0	1,160	1,160	0
当期経常外増減額	0	0	△ 1,160	△ 1,160	0
当期一般正味財産増減額	2,894	292	40,992	40,700	2,602
一般正味財産期首残高	1,750,525	1,663,592	1,709,533	45,941	86,933
一般正味財産期末残高	1,753,419	1,663,884	1,750,525	86,641	89,535
II 指定正味財産増減の部					
当期指定正味財産増減額	0	0	0	0	0
指定正味財産期首残高	400,000	400,000	400,000	0	0
指定正味財産期末残高	400,000	400,000	400,000	0	0
III 正味財産期末残高	2,153,419	2,063,884	2,150,525	86,641	89,535

I. 収支予算書
2. 自治体支援部門
(損益ベース)

2021年4月1日から2022年3月31日まで

(単位：千円)

科 目	2021年度 予算 (A)	2020年度			増減 (A-B)
		予算 (B)	見込 (C)	差異 (C-B)	
I 一般正味財産増減の部					
1. 経常増減の部					
(1) 経常収益					
家電リサイクル券センター部門からの繰入額	(286,698)	(240,123)	(239,794)	(△ 329)	(46,575)
経常収益計	286,698	240,123	239,794	△ 329	46,575
(2) 経常費用					
① 事業費	(250,000)	(200,000)	(206,536)	(6,536)	(50,000)
自治体支援	< 250,000 >	< 200,000 >	< 206,536 >	< 6,536 >	< 50,000 >
・不法投棄助成金	200,000	162,724	162,724	0	37,276
・離島対策助成金	50,000	37,276	43,812	6,536	12,724
② 管理費	(36,698)	(40,123)	(32,754)	(△ 7,369)	(△ 3,425)
人件費	23,072	23,864	24,694	830	△ 792
事務費	9,002	11,650	3,461	△ 8,189	△ 2,648
事務所費	4,624	4,609	4,599	△ 10	15
経常費用計	286,698	240,123	239,290	△ 833	46,575
当期経常増減額	0	0	504	504	0
2. 経常外増減の部					
(1) 経常外収益					
経常外収益計	0	0	0	0	0
(2) 経常外費用					
リース資産除却損等	0	0	504	504	0
経常外費用計	0	0	504	504	0
当期経常外増減額	0	0	△ 504	△ 504	0
当期一般正味財産増減額	0	0	0	0	0
一般正味財産期首残高	0	0	0	0	0
一般正味財産期末残高	0	0	0	0	0
II 指定正味財産増減の部					
当期指定正味財産増減額	0	0	0	0	0
指定正味財産期首残高	0	0	0	0	0
指定正味財産期末残高	0	0	0	0	0
III 正味財産期末残高	0	0	0	0	0

I. 収支予算書
3. 家電リサイクル券センター部門
(損益ベース)

2021年4月1日から2022年3月31日まで

(単位：千円)

科 目	2021年度 予算 (A)	2020年度			増減 (A-B)
		予算 (B)	見込 (C)	差異 (C-B)	
引取台数(千台)	13,000	12,000	15,226	3,226	1,000
I 一般正味財産増減の部					
1. 経常増減の部					
(1) 経常収益					
① 事業収益	(2,595,450)	(2,395,800)	(2,568,053)	(172,253)	(199,650)
受託業務手数料	2,145,000	1,980,000	2,559,047	579,047	165,000
返金見込	0	0	△ 477,981	△ 477,981	0
券販売	450,450	415,800	486,987	71,187	34,650
② 雑収益	(56,026)	(56,031)	(56,026)	(△ 5)	(△ 5)
郵便局券等	56,026	56,031	56,026	△ 5	△ 5
経常収益計	2,651,476	2,451,831	2,624,079	172,248	199,645
(2) 経常費用					
① 事業費	(2,064,878)	(1,895,114)	(2,091,782)	(196,668)	(169,764)
券印刷費	< 398,483 >	< 369,369 >	< 484,578 >	< 115,209 >	< 29,114 >
・取扱店券	340,197	314,029	361,203	47,174	26,168
・新券	20,000	20,000	0	△ 20,000	0
・郵便局券	35,922	33,158	109,015	75,857	2,764
・自治体券	2,364	2,182	14,360	12,178	182
再商品化等料金回収	< 148,525 >	< 143,040 >	< 145,728 >	< 2,688 >	< 5,485 >
・委託費	145,000	140,040	142,488	2,448	4,960
・支払手数料	3,000	2,000	2,775	775	1,000
・通信配送費	525	1,000	465	△ 535	△ 475
広報・PR	< 59,500 >	< 57,000 >	< 68,840 >	< 11,840 >	< 2,500 >
・広報関連費	6,000	6,000	17,255	11,255	0
・合本関連費	45,000	45,000	48,251	3,251	0
・ホームページ作成費	8,500	6,000	3,334	△ 2,666	2,500
契約関連	< 6,000 >	< 6,000 >	< 6,056 >	< 56 >	< 0 >
情報システム	< 675,165 >	< 606,005 >	< 607,790 >	< 1,785 >	< 69,160 >
・センター維持費	309,365	276,500	286,211	9,711	32,865
・システム保守管理費	200,000	200,000	190,249	△ 9,751	0
・セキュリティ対策費等	165,800	129,505	131,330	1,825	36,295
取扱手数料	< 705,705 >	< 635,900 >	< 763,009 >	< 127,109 >	< 69,805 >
家電リサイクル普及広報	< 70,000 >	< 76,300 >	< 14,281 >	< △ 62,019 >	< △ 6,300 >
貸倒引当金繰入額	< 1,500 >	< 1,500 >	< 1,500 >	< 0 >	< 0 >
② 管理費	(289,900)	(306,594)	(286,494)	(△ 20,100)	(△ 16,694)
人件費	67,464	74,463	68,653	△ 5,810	△ 6,999
事務費	187,233	197,754	183,596	△ 14,158	△ 10,521
事務所費	34,665	33,850	33,718	△ 132	815
敷金償却	538	527	527	0	11
③ 自治体支援部門への繰出額	(286,698)	(240,123)	(239,794)	(△ 329)	(46,575)
④ 指定法人部門への繰出額	(10,000)	(10,000)	(5,000)	(△ 5,000)	(0)
経常費用計	2,651,476	2,451,831	2,623,070	171,239	199,645
当期経常増減額	0	0	1,009	1,009	0
2. 経常外増減の部					
(1) 経常外収益					
経常外収益計	0	0	0	0	0
(2) 経常外費用					
リース資産除却損等	0	0	1,009	1,009	0
経常外費用計	0	0	1,009	1,009	0
当期経常外増減額	0	0	△ 1,009	△ 1,009	0
当期一般正味財産増減額	0	0	0	0	0
一般正味財産期首残高	150,000	150,000	150,000	0	0
一般正味財産期末残高	150,000	150,000	150,000	0	0
II 指定正味財産増減の部					
当期指定正味財産増減額	0	0	0	0	0
指定正味財産期首残高	0	0	0	0	0
指定正味財産期末残高	0	0	0	0	0
III 正味財産期末残高	150,000	150,000	150,000	0	0

I. 収支予算書

4. 指定法人部門

(損益ベース)

2021年4月1日から2022年3月31日まで

(単位：千円)

科 目	2021年度 予算 (A)	2020年度			増減 (A-B)
		予算 (B)	見込 (C)	差異 (C-B)	
引取台数 (千台)	600	450	632	182	150
I 一般正味財産増減の部					
1. 経常増減の部					
(1) 経常収益					
① 事業収益	(2,466,270)	(1,851,270)	(2,593,838)	(742,568)	(615,000)
受託事業収益	< 2,466,270 >	< 1,851,270 >	< 2,593,838 >	< 742,568 >	< 615,000 >
・再商品化等処理受託事業	6,270	6,270	6,270	0	0
・再商品化等料金・受託料金	2,460,000	1,845,000	2,587,568	742,568	615,000
② 家電リサイクル券センター部門からの繰入額	(10,000)	(10,000)	(5,000)	(△ 5,000)	(0)
経常収益計	2,476,270	1,861,270	2,598,838	737,568	615,000
(2) 経常費用					
① 事業費	(2,429,790)	(1,815,506)	(2,520,122)	(704,616)	(614,284)
受託事業	< 2,427,190 >	< 1,813,206 >	< 2,517,558 >	< 704,352 >	< 613,984 >
・再商品化等業務委託	2,367,600	1,775,700	2,488,805	713,105	591,900
・調査	30,700	7,000	20,000	13,000	23,700
・普及啓発	28,890	30,506	8,753	△ 21,753	△ 1,616
契約関連	< 300 >	< 0 >	< 264 >	< 264 >	< 300 >
情報システム	< 300 >	< 300 >	< 300 >	< 0 >	< 0 >
貸倒引当金繰入額	< 2,000 >	< 2,000 >	< 2,000 >	< 0 >	< 0 >
② 管理費	(73,619)	(71,136)	(70,259)	(△ 877)	(2,483)
人件費	20,372	22,543	22,399	△ 144	△ 2,171
事務費	19,627	15,796	15,196	△ 600	3,831
事務所費	33,106	32,294	32,161	△ 133	812
敷金償却	514	503	503	0	11
経常費用計	2,503,409	1,886,642	2,590,381	703,739	616,767
当期経常増減額	△ 27,139	△ 25,372	8,457	33,829	△ 1,767
2. 経常外増減の部					
(1) 経常外収益					
経常外収益計	0	0	0	0	0
(2) 経常外費用					
リース資産除却損等	0	0	202	202	0
経常外費用計	0	0	202	202	0
当期経常外増減額	0	0	△ 202	△ 202	0
当期一般正味財産増減額	△ 27,139	△ 25,372	8,255	33,627	△ 1,767
一般正味財産期首残高	104,671	92,813	96,416	3,603	11,858
一般正味財産期末残高	77,532	67,441	104,671	37,230	10,091
II 指定正味財産増減の部					
当期指定正味財産増減額	0	0	0	0	0
指定正味財産期首残高	0	0	0	0	0
指定正味財産期末残高	0	0	0	0	0
III 正味財産期末残高	77,532	67,441	104,671	37,230	10,091

I. 収支予算書
5. 家電製品PLセンター部門
(損益ベース)

2021年4月1日から2022年3月31日まで

(単位：千円)

科 目	2021年度 予算 (A)	2020年度			増減 (A-B)
		予算 (B)	見込 (C)	差異 (C-B)	
I 一般正味財産増減の部					
1. 経常増減の部					
(1) 経常収益					
受取会費	(33,916)	(33,916)	(33,915)	(△ 1)	(0)
PLセンター受取会費	33,916	33,916	33,915	△ 1	0
経常収益計	33,916	33,916	33,915	△ 1	0
(2) 経常費用					
① 事業費	(18,732)	(20,665)	(17,398)	(△ 3,267)	(△ 1,933)
一般事業費	< 18,732 >	< 20,665 >	< 17,398 >	< △ 3,267 >	< △ 1,933 >
・相談等運營業務費	18,032	19,765	16,498	△ 3,267	△ 1,733
・情報開示関連費	700	900	900	0	△ 200
② 管理費	(17,860)	(17,126)	(15,918)	(△ 1,208)	(734)
人件費	7,389	7,200	7,157	△ 43	189
事務費	6,123	5,592	4,453	△ 1,139	531
事務所費	4,282	4,268	4,242	△ 26	14
敷金償却	66	66	66	0	0
経常費用計	36,592	37,791	33,316	△ 4,475	△ 1,199
当期経常増減額	△ 2,676	△ 3,875	599	4,474	1,199
2. 経常外増減の部					
(1) 経常外収益					
経常外収益計	0	0	0	0	0
(2) 経常外費用					
リース資産除却損等	0	0	555	555	0
経常外費用計	0	0	555	555	0
当期経常外増減額	0	0	△ 555	△ 555	0
当期一般正味財産増減額	△ 2,676	△ 3,875	44	3,919	1,199
一般正味財産期首残高	64,676	63,894	64,632	738	782
一般正味財産期末残高	62,000	60,019	64,676	4,657	1,981
II 指定正味財産増減の部					
当期指定正味財産増減額	0	0	0	0	0
指定正味財産期首残高	0	0	0	0	0
指定正味財産期末残高	0	0	0	0	0
III 正味財産期末残高	62,000	60,019	64,676	4,657	1,981

I. 収支予算書
6. 資格審査認定部門

(損益ベース)

2021年4月1日から2022年3月31日まで

(単位：千円)

科 目	2021年度 予算 (A)	2020年度			増減 (A-B)
		予算 (B)	見込 (C)	差異 (C-B)	
I 一般正味財産増減の部					
1. 経常増減の部					
(1) 経常収益					
① 事業収益	(214,469)	(208,300)	(226,274)	(17,974)	(6,169)
一般試験事業収益	< 135,800 >	< 157,800 >	< 175,449 >	< 17,649 >	< △ 22,000 >
・受験料	135,800	157,800	175,449	17,649	△ 22,000
資格更新事業収益	< 78,669 >	< 50,500 >	< 50,825 >	< 325 >	< 28,169 >
・受講手数料	78,669	50,500	50,825	325	28,169
② 雑収益	(6,000)	(10,000)	(6,000)	(△ 4,000)	(△ 4,000)
書籍印税等	6,000	10,000	6,000	△ 4,000	△ 4,000
経常収益計	220,469	218,300	232,274	13,974	2,169
(2) 経常費用					
① 事業費	(113,746)	(123,980)	(110,498)	(△ 13,482)	(△ 10,234)
一般試験	< 47,390 >	< 60,910 >	< 57,937 >	< △ 2,973 >	< △ 13,520 >
・印刷費	660	3,320	159	△ 3,161	△ 2,660
・業務委託費	39,064	46,720	49,709	2,989	△ 7,656
・通信配送費	800	1,940	672	△ 1,268	△ 1,140
・受験料回収手数料	2,436	2,940	3,110	170	△ 504
・委託管理費	4,400	5,960	4,257	△ 1,703	△ 1,560
・その他	30	30	30	0	0
資格更新	< 18,136 >	< 14,770 >	< 13,241 >	< △ 1,529 >	< 3,366 >
・印刷費	4,280	4,600	3,321	△ 1,279	△ 320
・業務委託費	8,004	5,590	5,773	183	2,414
・通信配送費	2,700	1,310	1,817	507	1,390
・回収手数料	2,948	2,200	2,126	△ 74	748
・その他	204	1,070	204	△ 866	△ 866
共通	< 48,220 >	< 48,300 >	< 39,320 >	< △ 8,980 >	< △ 80 >
・周知費	6,800	4,000	3,450	△ 550	2,800
・事業開発費	18,200	20,000	15,400	△ 4,600	△ 1,800
・情報システム運営費	21,020	20,800	19,050	△ 1,750	220
・運営関連費	1,500	1,700	1,400	△ 300	△ 200
・その他	700	1,800	20	△ 1,780	△ 1,100
② 管理費	(87,885)	(93,864)	(94,195)	(331)	(△ 5,979)
人件費	58,820	61,183	59,901	△ 1,282	△ 2,363
事務費	17,315	19,529	21,197	1,668	△ 2,214
事務所費	11,570	12,950	12,895	△ 55	△ 1,380
敷金償却	180	202	202	0	△ 22
経常費用計	201,631	217,844	204,693	△ 13,151	△ 16,213
当期経常増減額	18,838	456	27,581	27,125	18,382
2. 経常外増減の部					
(1) 経常外収益					
経常外収益計	0	0	0	0	0
(2) 経常外費用					
リース資産除却損等	0	0	1,614	1,614	0
経常外費用計	0	0	1,614	1,614	0
当期経常外増減額	0	0	△ 1,614	△ 1,614	0
当期一般正味財産増減額	18,838	456	25,967	25,511	18,382
一般正味財産期首残高	285,970	321,611	260,003	△ 61,608	△ 35,641
一般正味財産期末残高	304,808	322,067	285,970	△ 36,097	△ 17,259
II 指定正味財産増減の部					
当期指定正味財産増減額	0	0	0	0	0
指定正味財産期首残高	0	0	0	0	0
指定正味財産期末残高	0	0	0	0	0
III 正味財産期末残高	304,808	322,067	285,970	△ 36,097	△ 17,259

I. 収支予算書

7. 予算総括表

(損益ベース)

2021年4月1日から2022年3月31日まで

(単位：千円)

科 目	一般部門	自治体支援部門 (*)	家電リサイクル券 センター部門	指定法人部門	家電製品P L センター部門	資格審査 認定部門	内部取引消去	2021年度予算 合計 (A)	2020年度予算 合計 (B)	増減 (A-B)
I 一般正味財産増減の部										
1. 経常増減の部										
(1) 経常収益										
① 基本財産運用益	(300)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(300)	(300)	(0)
基本財産受取利息	300							300	300	0
② 特定資産運用益	(200)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(200)	(200)	(0)
運営資金財産受取利息	100							100	100	0
環境対策事業資金財産受取利息	100							100	100	0
③ 受取会費	(146,375)	(0)	(0)	(0)	(33,916)	(0)	(0)	(180,291)	(180,291)	(0)
賛助会費等	146,375				33,916			180,291	180,291	0
④ 事業収益	(0)	(0)	(2,595,450)	(2,466,270)	(0)	(214,469)	(0)	(5,276,189)	(4,455,370)	(820,819)
一般試験						135,800		135,800	157,800	△ 22,000
資格更新						78,669		78,669	50,500	28,169
受託業務手数料			2,145,000					2,145,000	1,980,000	165,000
券販売			450,450					450,450	415,800	34,650
受託事業				2,466,270				2,466,270	1,851,270	615,000
⑤ 雑収益	(43,439)	(0)	(56,026)	(0)	(0)	(6,000)	(△ 43,439)	(62,026)	(66,031)	(△ 4,005)
①から⑤の小計	(190,314)	(0)	(2,651,476)	(2,466,270)	(33,916)	(220,469)	(△ 43,439)	(5,519,006)	(4,702,192)	(816,814)
⑥ 家電リサイクル券センター部門からの繰入額	(0)	(286,698)	(0)	(10,000)	(0)	(0)	(△ 296,698)	(0)	(0)	(0)
経常収益計	190,314	286,698	2,651,476	2,476,270	33,916	220,469	△ 340,137	5,519,006	4,702,192	816,814
(2) 経常費用										
① 事業費	(73,432)	(250,000)	(2,064,878)	(2,429,790)	(18,732)	(113,746)	(0)	(4,950,578)	(4,167,532)	(783,046)
一般	73,432				18,732			92,164	92,809	△ 645
一般試験						47,390		47,390	60,910	△ 13,520
資格更新						18,136		18,136	14,770	3,366
資格審査認定共通						48,220		48,220	48,300	△ 80
券印刷費			398,483					398,483	369,369	29,114
再商品化等料金回収委託			148,525					148,525	143,040	5,485
広報・PR			59,500					59,500	57,000	2,500
契約関連			6,000	300				6,300	6,000	300
情報システム			675,165	300				675,465	606,305	69,160
取扱手数料			705,705					705,705	635,900	69,805
家電リサイクル普及広報			70,000					70,000	76,300	△ 6,300
貸倒引当金繰入額			1,500	2,000				3,500	3,500	0
受託事業費				2,427,190				2,427,190	1,813,206	613,984
自治体支援		250,000						250,000	240,123	9,877
② 管理費	(113,988)	(36,698)	(289,900)	(73,619)	(17,860)	(87,885)	(△ 43,439)	(576,511)	(563,159)	(13,352)
人件費	92,096	23,072	67,464	20,372	7,389	58,820	△ 43,439	225,774	216,986	8,788
事務費	13,261	9,002	187,233	19,627	6,123	17,315		252,561	252,908	△ 347
事務所費	8,498	4,624	34,665	33,106	4,282	11,570		96,745	91,834	4,911
敷金償却	133		538	514	66	180		1,431	1,431	0
③ 自治体支援部門への繰出額	(0)	(0)	(286,698)	(0)	(0)	(0)	(△ 286,698)	(0)	(0)	(0)
④ 指定法人部門への繰出額	(0)	(0)	(10,000)	(0)	(0)	(0)	(△ 10,000)	(0)	(0)	(0)
経常費用計	187,420	286,698	2,651,476	2,503,409	36,592	201,631	△ 340,137	5,527,089	4,730,691	796,398
当期経常増減額	2,894	0	0	△ 27,139	△ 2,676	18,838	0	△ 8,083	△ 28,499	20,416
2. 経常外増減の部										
(1) 経常外収益										
経常外収益計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(2) 経常外費用										
リース資産除却損等								0	0	0
経常外費用計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
当期一般正味財産増減額	2,894	0	0	△ 27,139	△ 2,676	18,838	0	△ 8,083	△ 28,499	20,416
一般正味財産期首残高	1,750,525	0	150,000	104,671	64,676	285,970	0	2,355,842	2,291,910	63,932
一般正味財産期末残高	1,753,419	0	150,000	77,532	62,000	304,808	0	2,347,759	2,263,411	84,348
II 指定正味財産増減の部										
当期指定正味財産増減額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
指定正味財産期首残高	400,000	0	0	0	0	0	0	400,000	400,000	0
指定正味財産期末残高	400,000	0	0	0	0	0	0	400,000	400,000	0
III 正味財産期末残高	2,153,419	0	150,000	77,532	62,000	304,808	0	2,747,759	2,663,411	84,348

(*) 今回より一般部門から分離し独立表記させています。

I. 収支予算書

8. 見込総括表

(損益ベース)

2020年4月1日から2021年3月31日まで

(単位：千円)

科 目	一般部門	自治体支援部門 (*)	家電リサイクル券 センター部門	指定法人部門	家電製品P L センター部門	資格審査 認定部門	内部取引消去	2020年度見込 合計 (C)	2020年度予算 合計 (B)	差異 (C-B)
I 一般正味財産増減の部										
1. 経常増減の部										
(1) 経常収益										
① 基本財産運用益	(391)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(391)	(300)	(91)
基本財産受取利息	391							391	300	91
② 特定資産運用益	(309)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(309)	(200)	(109)
運営資金財産受取利息	150							150	100	50
環境対策事業資金財産受取利息	159							159	100	59
③ 受取会費	(146,880)	(0)	(0)	(0)	(33,915)	(0)	(0)	(180,795)	(180,291)	(504)
賛助会費等	146,880				33,915			180,795	180,291	504
④ 事業収益	(0)	(0)	(2,568,053)	(2,593,838)	(0)	(226,274)	(0)	(5,388,165)	(4,455,370)	(932,795)
一般試験						175,449		175,449	157,800	17,649
資格更新						50,825		50,825	50,500	325
受託業務手数料			2,081,066					2,081,066	1,980,000	101,066
券販売			486,987					486,987	415,800	71,187
受託事業				2,593,838				2,593,838	1,851,270	742,568
⑤ 雑収益	(42,887)	(0)	(56,026)	(0)	(0)	(6,000)	(△ 42,887)	(62,026)	(66,031)	(△ 4,005)
①から⑤の小計	(190,467)	(0)	(2,624,079)	(2,593,838)	(33,915)	(232,274)	(△ 42,887)	(5,631,686)	(4,702,192)	(929,494)
⑥ 家電リサイクル券センター部門からの繰入額	(0)	(239,794)	(0)	(5,000)	(0)	(0)	(△ 244,794)	(0)	(0)	(0)
経常収益計	190,467	239,794	2,624,079	2,598,838	33,915	232,274	△ 287,681	5,631,686	4,702,192	929,494
(2) 経常費用										
① 事業費	(33,546)	(206,536)	(2,091,782)	(2,520,122)	(17,398)	(110,498)	(0)	(4,979,882)	(4,167,532)	(812,350)
一般	33,546				17,398			50,944	92,809	△ 41,865
一般試験						57,937		57,937	60,910	△ 2,973
資格更新						13,241		13,241	14,770	△ 1,529
資格審査認定共通						39,320		39,320	48,300	△ 8,980
券印刷費			484,578					484,578	369,369	115,209
再商品化等料金回収委託			145,728					145,728	143,040	2,688
広報・PR			68,840					68,840	57,000	11,840
契約関連			6,056	264				6,320	6,000	320
情報システム			607,790	300				608,090	606,305	1,785
取扱手数料			763,009					763,009	635,900	127,109
家電リサイクル普及広報			14,281					14,281	76,300	△ 62,019
貸倒引当金繰入額			1,500	2,000				3,500	3,500	0
受託事業費				2,517,558				2,517,558	1,813,206	704,352
自治体支援		206,536						206,536	240,123	△ 33,587
② 管理費	(114,769)	(32,754)	(286,494)	(70,259)	(15,918)	(94,195)	(△ 42,887)	(571,502)	(563,159)	(8,343)
人件費	93,907	24,694	68,653	22,399	7,157	59,901	△ 42,887	233,824	216,986	16,838
事務費	11,746	3,461	183,596	15,196	4,453	21,197		239,649	252,908	△ 13,259
事務所費	8,983	4,599	33,718	32,161	4,242	12,895		96,598	91,834	4,764
敷金償却	133		527	503	66	202		1,431	1,431	0
③ 自治体支援部門への繰出額	(0)	(0)	(239,794)	(0)	(0)	(0)	(△ 239,794)	(0)	(0)	(0)
④ 指定法人部門への繰出額	(0)	(0)	(5,000)	(0)	(0)	(0)	(△ 5,000)	(0)	(0)	(0)
経常費用計	148,315	239,290	2,623,070	2,590,381	33,316	204,693	△ 287,681	5,551,384	4,730,691	820,693
当期経常増減額	42,152	504	1,009	8,457	599	27,581	0	80,302	△ 28,499	108,801
2. 経常外増減の部										
(1) 経常外収益										
経常外収益計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(2) 経常外費用										
リース資産除却損等	1,160	504	1,009	202	555	1,614		5,044	0	5,044
経常外費用計	1,160	504	1,009	202	555	1,614	0	5,044	0	5,044
当期経常外増減額	△ 1,160	△ 504	△ 1,009	△ 202	△ 555	△ 1,614	0	△ 5,044	0	△ 5,044
当期一般正味財産増減額	40,992	0	0	8,255	44	25,967	0	75,258	△ 28,499	103,757
一般正味財産期首残高	1,709,533	0	150,000	96,416	64,632	260,003	0	2,280,584	2,291,910	△ 11,326
一般正味財産期末残高	1,750,525	0	150,000	104,671	64,676	285,970	0	2,355,842	2,263,411	92,431
II 指定正味財産増減の部										
当期指定正味財産増減額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
指定正味財産期首残高	400,000	0	0	0	0	0	0	400,000	400,000	0
指定正味財産期末残高	400,000	0	0	0	0	0	0	400,000	400,000	0
III 正味財産期末残高	2,150,525	0	150,000	104,671	64,676	285,970	0	2,755,842	2,663,411	92,431

(*) 今回より一般部門から分離し独立表記させています。

Ⅱ. 設備投資、積立預金

2021年4月1日から2022年3月31日まで

(単位：千円)

科目	部門	予算		増減 (A-B)
		2021年度 (A)	2020年度 (B)	

1. 設備投資

器具備品	一般	1,000	4,000	△ 3,000
	計	1,000	4,000	△ 3,000
ソフトウェア	一般	500	0	500
	家電リサイクル券センター	109,560	45,000	64,560
	計	110,060	45,000	65,060
合計		111,060	49,000	62,060

2. 積立預金

退職給付引当預金	一般	5,224	4,741	483
	計	5,224	4,741	483
固定資産購入積立預金 (買い替え用)	一般	3,109	4,169	△ 1,060
	家電リサイクル券センター	125,350	133,817	△ 8,467
	指定法人	300	1,816	△ 1,516
	家電製品PLセンター	912	672	240
	資格審査認定	2,939	2,939	0
計		132,610	143,413	△ 10,803
記念事業積立預金	一般	2,000	2,000	0
合計		139,834	150,154	△ 10,320

以上

’ 20家製協 号
2021年3月 日

経済産業大臣 梶山 弘志 殿
環境大臣 小泉 進次郎 殿

東京都千代田区霞が関三丁目7番1号
一般財団法人家電製品協会
理事長 柵山 正樹

再商品化等業務に関する2021年度事業計画書及び収支予算書
の認可申請について

特定家庭用機器再商品化法第36条第1項に基づき、一般財団法人家電製品協会の再商品化等業務に関する2021年度事業計画書及び収支予算書の認可を申請します。

記

1. 2021年度 指定法人事業計画書（案）、指定法人収支予算書（案）
2. 議事録謄本（第17回理事会議事録）

以上

2021年度
指定法人事業計画書(案)
指定法人収支予算書(案)



一般財団法人家電製品協会

2021年度指定法人事業計画書(案)

特定家庭用機器再商品化法（以下「家電リサイクル法」という。）第32条第1項の規定に基づき主務大臣より指定法人に指定された者として、以下の事業を実施する。

1. 特定家庭用機器廃棄物に関するリサイクル関連業務の実施

(1) リサイクル関連業務の実施

家電リサイクル法第33条第1号及び第2号の規定に基づき、特定製造業者等からの委託を受けて、あるいは製造業者等が存在しない、または当該製造業者等を確認することができない特定家庭用機器廃棄物のリサイクルを行う。

また、これに付随して必要とされる情報システムの改善、特定製造業者等への情報提供、契約手続き、報告徴収への対応等を図る。

(2) 2021年度の委託の実施

家電リサイクル法第33条第1号及び第2号に規定する業務の委託に関する契約について、委託先と2020年度から3年間の再商品化等実施契約を締結しており、これに基づき業務委託する。

2. 調査及び普及啓発の実施

(1) 調査の実施

家電リサイクル法第33条第4号の規定に基づき、特定家庭用機器廃棄物の排出、収集、運搬及び再商品化等に関して調査の必要性が生じた場合には、適宜実施する。

(2) 普及啓発活動の実施

家電リサイクル法第33条第4号の規定に基づき、特定家庭用機器廃棄物の適正な排出、収集、運搬及び再商品化等のより円滑な実施を図るため、主に以下の普及啓発活動を行う。

① Webサイト「これで解決！家電リサイクル」、「3秒でえらべる家電の捨て方(仮称)」の充実化を図ることにより、適正ルートによる排出促進、ひいては回収率向上に貢献する。

② 回収率向上に向けた「アクションプラン」に基づき、必要に応じ各関係者とも連携しながら、適正排出促進に向けた普及啓発活動を実施する。

(3) 照会対応

家電リサイクル法第33条第5号の規定に基づき、特定家庭用機器廃棄物の収集・運搬及びリサイクルの実施に関する排出者、市町村等からの照会に対応する。

以上

1. 2021年度指定法人収支予算書（案）

（損益ベース）

2021年4月1日から2022年3月31日まで

（単位：千円）

科 目	予算 (A)	2020年度 予算 (B)	増減 (A-B)
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
① 事業収益	(2,466,270)	(1,851,270)	(615,000)
受託事業収益	< 2,466,270 >	< 1,851,270 >	615,000
・再商品化等処理受託事業収益	6,270	6,270	0
・再商品化等料金・受託料金収益	2,460,000	1,845,000	615,000
② 家電リサイクル券センター部門からの繰入額	(10,000)	(10,000)	(0)
経常収益計	2,476,270	1,861,270	615,000
(2) 経常費用			
① 事業費	(2,429,790)	(1,815,506)	(614,284)
受託事業費	< 2,427,190 >	< 1,813,206 >	< 613,984 >
・再商品化等業務委託	2,367,600	1,775,700	591,900
・調査	30,700	7,000	23,700
・普及啓発	28,890	30,506	△ 1,616
契約関連	< 300 >	< 0 >	< 300 >
情報システム	< 300 >	< 300 >	< 0 >
貸倒引当金繰入額	< 2,000 >	< 2,000 >	< 0 >
② 管理費	(73,619)	(71,136)	(2,483)
人件費	20,372	22,543	△ 2,171
事務費	19,627	15,796	3,831
事務所費	33,106	32,294	812
敷金償却	514	503	11
経常費用計	2,503,409	1,886,642	616,767
当期経常増減額	△ 27,139	△ 25,372	△ 1,767
2. 経常外増減の部			
(1) 経常外収益			
経常外収益計	0	0	0
(2) 経常外費用			
経常外費用計	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0
当期一般正味財産増減額	△ 27,139	△ 25,372	△ 1,767
一般正味財産期首残高	104,671	92,813	11,858
一般正味財産期末残高	77,532	67,441	10,091
II 指定正味財産増減の部			
当期指定正味財産増減額	0	0	0
指定正味財産期首残高	0	0	0
指定正味財産期末残高	0	0	0
III 正味財産期末残高	77,532	67,441	10,091

2. 2021年度指定法人積立金（案）

2021年4月1日から2022年3月31日まで

積立預金（単位：千円）

固定資産購入（買替用）

300

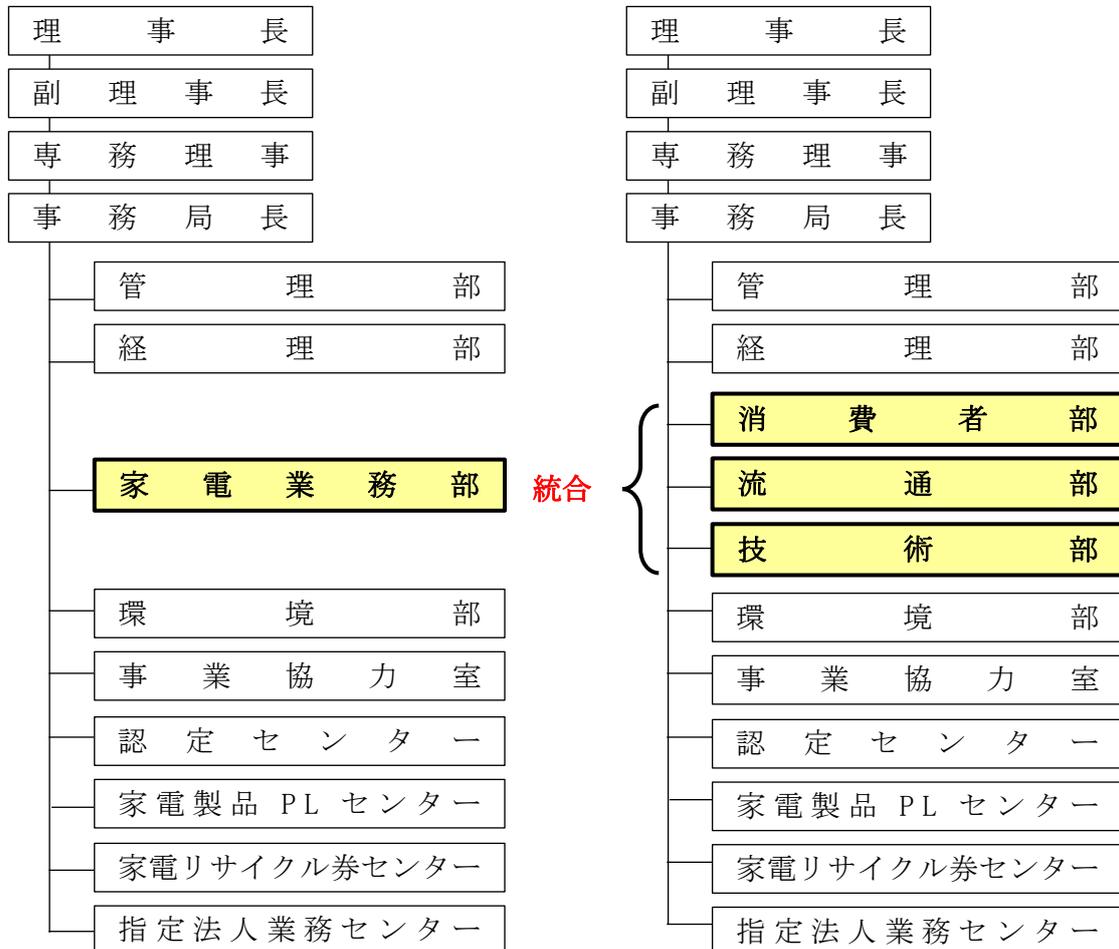
以上

規程類の改正について

No	規程類の名称	区分	主な改正内容	施行日	添付 No
1	事務局組織規程	一部改正	「消費者部」及び、「流通部」、「技術部」の3部を統合し、「家電業務部」とする。 これに伴い、事務局組織規程及び事務分掌規程を改正する。 ※下記事務局組織図参照	2021年 4月1日	添付①
2	事務分掌規程	一部改正		2021年 4月1日	添付②
3	育児・介護休業等に関する規則	一部改正	育児・介護休業法施行規則等の改正に伴い、育児・介護休暇を時間単位で取得できるように改正を行う。	2021年 4月1日	添付③
4	給与規程	一部改正	パートタイム・有期雇用労働法等の改正に伴い、正職員と嘱託職員（有期雇用契約者）の不合理な待遇差をなくすために必要な改正を行う。	2021年 4月1日	添付④

<2021年4月1日付け事務局組織図>

<改正前>



事務局組織規程 新旧対照表

改正前	改正後
(事務局長、部等) 第2条 事務局に、事務局長を置く。事務局長は、事務局を代表してその業務を総括する。 2 事務局に、管理部、経理部、 <u>消費者部</u> 、 <u>流通部</u> 、 <u>技術部</u> 、環境部及び事業協力室を置く。	(事務局長、部等) 第2条 事務局に、事務局長を置く。事務局長は、事務局を代表してその業務を総括する。 2 事務局に、管理部、経理部、 <u>家電業務部</u> 、環境部及び事業協力室を置く。

備考 改正箇所は、下線 が引かれた部分です。

附 則 (2021年3月4日改正)

この規程は、2021年4月1日から施行する。

事務分掌規程 新旧対照表

改正前	改正後
<p><u>(消費者部)</u> 第4条 <u>消費者部</u>においては、次の事務をつかさどる。 (1) ～ (12) (略)</p> <p>(13) <u>関係官庁、諸団体の安全に関すること。</u> (14) <u>その他、家電製品に係る消費者に関すること。</u></p>	<p><u>(家電業務部)</u> 第4条 <u>家電業務部</u>においては、次の事務をつかさどる。 (1) ～ (12) (略)</p> <p>(13) <u>家電製品の省エネルギーを目的とした使用方法等の情報提供、消費者啓発等に関すること。</u> (14) <u>家電製品のエネルギー消費効率の評価方法及び表示に係る調査研究に関すること。</u> (15) <u>家電流通に関する実態把握等の調査研究に関すること。</u> (16) <u>家電流通E D I標準化等の調査研究に関すること。</u> (17) <u>関係官庁、諸団体の安全及び省エネルギー、家電流通に関すること。</u> (18) <u>その他、家電製品に係る消費者安全及び技術、省エネルギー、流通に関すること。</u></p>
<p><u>(流通部)</u> 第5条 <u>流通部</u>においては、次の事務をつかさどる。 (1) <u>家電流通に関する実態把握等の調査研究に関すること。</u> (2) <u>家電流通E D I標準化等の調査研究に関すること。</u> (3) <u>関係官庁、諸団体の家電流通に関すること。</u> (4) <u>その他、家電流通に関すること。</u></p>	
<p><u>(技術部)</u> 第6条 <u>技術部</u>においては、次の事務をつかさどる。 (1) <u>家電製品の省エネルギーを目的とした使用方法等の情報提供、消費者啓発等に関すること。</u> (2) <u>家電製品のエネルギー消費効率の評価方法及び表示に係る調査研究に関</u></p>	

改正前	改正後
<p>すること。</p> <p><u>(3) 関係官庁、諸団体の省エネルギーに関すること。</u></p> <p><u>(4) その他、家電技術、省エネルギーに関すること。</u></p> <p>(環境部)</p> <p><u>第7条</u> 環境部においては、次の事務をつかさどる。</p> <p>(1) ～ (5) (略)</p> <p>(事業協力室)</p> <p><u>第8条</u> 事業協力室においては、次の事務(家電リサイクル券センターの分掌するものを除く。)をつかさどる。</p> <p>(1) ～ (3) (略)</p> <p>(認定センター)</p> <p><u>第9条</u> 認定センターにおいては、次の事務をつかさどる。</p> <p>(1) ～ (3) (略)</p> <p>(家電製品PLセンター)</p> <p><u>第10条</u> 家電製品PLセンターにおいては、次の事務をつかさどる。</p> <p>(1) ～ (4) (略)</p> <p>(家電リサイクル券センター)</p> <p><u>第11条</u> 家電リサイクル券センター(RKC)においては、次の事務をつかさどる。</p> <p>(1) ～ (6) (略)</p> <p>(指定法人業務センター)</p> <p><u>第12条</u> 指定法人業務センターにおいては、次の事務をつかさどる。</p> <p>(1) ～ (3) (略)</p>	<p>(環境部)</p> <p><u>第5条</u> 環境部においては、次の事務をつかさどる。</p> <p>(1) ～ (5) (略)</p> <p>(事業協力室)</p> <p><u>第6条</u> 事業協力室においては、次の事務(家電リサイクル券センターの分掌するものを除く。)をつかさどる。</p> <p>(1) ～ (3) (略)</p> <p>(認定センター)</p> <p><u>第7条</u> 認定センターにおいては、次の事務をつかさどる。</p> <p>(1) ～ (3) (略)</p> <p>(家電製品PLセンター)</p> <p><u>第8条</u> 家電製品PLセンターにおいては、次の事務をつかさどる。</p> <p>(1) ～ (4) (略)</p> <p>(家電リサイクル券センター)</p> <p><u>第9条</u> 家電リサイクル券センター(RKC)においては、次の事務をつかさどる。</p> <p>(1) ～ (6) (略)</p> <p>(指定法人業務センター)</p> <p><u>第10条</u> 指定法人業務センターにおいては、次の事務をつかさどる。</p> <p>(1) ～ (3) (略)</p>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分です。

附 則 (2021年3月4日改正)

この規程は、2021年4月1日から施行する。

育児・介護休業等に関する規則 新旧対照表

改正前	改正後
<p>(子の看護休暇)</p> <p>第11条</p> <p>1 (略)</p> <p>2 子の看護休暇は、<u>半日単位で取得することができる。職員が半日単位の子の看護休暇を取得する場合の時間数は、労使協定により、始業時刻から3時間又は終業時刻までの4時間10分とし、休暇1日当たりの時間数は、7時間10分とする。</u></p> <p>第12条</p> <p>1 (略)</p> <p>2 介護休暇は、<u>半日単位で取得することができる。半日単位となる時間数は、労使協定により始業時刻から3時間又は終業時刻までの4時間10分とし、休暇1日当たりの時間数は、7時間10分とする。</u></p>	<p>子の看護休暇)</p> <p>第11条</p> <p>1 (略)</p> <p>2 子の看護休暇は、<u>時間単位で始業時刻から連続又は終業時刻まで連続して取得することができる。</u></p> <p>第12条</p> <p>1 (略)</p> <p>2 介護休暇は、<u>時間単位で始業時刻から連続又は終業時刻まで連続して取得することができる。</u></p>

備考 改正箇所は、下線_____が引かれた部分です。

附 則 (2021年3月4日改正)

この規程は、2021年4月1日から施行する。

給与規程 新旧対照表

改正前	改正後
<p>(目的)</p> <p>第2条 この規程にいう給与とは、基準内賃金及び基準外賃金をいう。</p> <p>2 基準内賃金は就業規則第27条に規定する所定就業時間であって、就業規則第29条に規定する休日（以下単に「休日」という。）を除く日の始業から終業までの休憩時間を除く時間（就業規則第30条の規定により就業時間が変更になった場合は、当該変更となった就業時間の始業から終業までの時間をいう。以下同じ。）内の労働に対し支給するもので、その項目は次のとおりとする。</p> <p>一 基本給</p> <p>二 役付手当</p> <p>三 家族手当</p> <p>3 基準外賃金は所定就業時間外の労働（以下「時間外勤務」という。）等に対して支給する時間外勤務手当とする。</p>	<p>(目的)</p> <p>第2条 この規程にいう給与とは、基準内賃金及び基準外賃金をいう。</p> <p>2 基準内賃金は就業規則第27条に規定する所定就業時間であって、就業規則第29条に規定する休日（以下単に「休日」という。）を除く日の始業から終業までの休憩時間を除く時間（就業規則第30条の規定により就業時間が変更になった場合は、当該変更となった就業時間の始業から終業までの時間をいう。）内の労働に対し支給するもので、その項目は次のとおりとする。</p> <p>一 基本給</p> <p>二 役付手当</p> <p>3 基準外賃金は所定就業時間外の労働（以下「時間外勤務」という。）等に対して支給する時間外勤務手当とする。</p>
<p>(基本給、役付手当及び家族手当)</p> <p>第3条 <u>基本給、役付手当及び家族手当は月額手当とする。</u></p> <p>2 基本給は、本人の学歴、年齢、能力、経験、勤務成績、その他を総合的に勘案して細則に定める基準により個々にこれを決定する。</p> <p>3 <u>役付手当及び家族手当については、細則に定める。</u></p>	<p>(基本給及び役付手当)</p> <p>第3条 <u>基本給及び役付手当は月額手当とする。</u></p> <p>2 基本給は、本人の学歴、年齢、能力、経験、勤務成績、その他を総合的に勘案して細則に定める基準により個々にこれを決定する。</p> <p>3 <u>役付手当については、細則に定める。</u></p>
<p>(時間外勤務手当)</p> <p>第4条 時間外勤務手当は細則に定めるところにより支給する。</p> <p>2 <u>部長、室長及びセンター長の役職に就いている嘱託職員（就業規則第2条第3号に規定する嘱託職員をいう。以下同じ。）及び無期転換職員（同条第4号に規定する無期転換職員をいう。以</u></p>	<p>(時間外勤務手当)</p> <p>第4条 時間外勤務手当は細則に定めるところにより支給する。</p> <p>2 <u>課長以上の役職に就いている職員には時間外勤務手当を支給しない。</u></p>

改正前	改正後
<p><u>下同じ。)</u>並びに課長以上の役職に就いている<u>正職員</u>には時間外勤務手当を支給しない。</p> <p>(改定)</p> <p>第13条 正職員及び無期転換職員の人物、能力、勤務成績等を考慮して毎年4月1日付けで給与の改定(昇給及び降給をいう。以下同じ。)を行う。ただし、次の各号の一に該当する者については昇給資格者としなない。</p> <p>一 勤続1年未満の者 二 退職手続き中の者 三 休職中の者</p> <p>2 協会は、特別に必要なときは、前項の規定にかかわらず臨時に給与の改定を行うことができる。</p> <p>3 嘱託職員の給与は、当該職員に係る労働契約の更新時に見直すものとする。</p> <p>(賞与)</p> <p>第14条 正職員への賞与については、勤続1年以上であり、かつ、毎年6月及び12月の賞与支給日に在籍する者について、考課して毎年6月及び12月のそれぞれの支給日に支給する。</p> <p>2～4 (略)</p>	<p>(改定)</p> <p>第13条 正職員及び無期転換職員(<u>就業規則第2条第4号に規定する無期転換職員をいう。以下同じ。)</u>の人物、能力、勤務成績等を考慮して毎年4月1日付けで給与の改定(昇給及び降給をいう。以下同じ。)を行う。ただし、次の各号の一に該当する者については昇給資格者としなない。</p> <p>一 勤続1年未満の者 二 退職手続き中の者 三 休職中の者</p> <p>2 協会は、特別に必要なときは、前項の規定にかかわらず臨時に給与の改定を行うことができる。</p> <p>3 嘱託職員(<u>就業規則第2条第3号に規定する嘱託職員をいう。以下同じ。)</u>の給与は、当該職員に係る労働契約の更新時に見直すものとする。</p> <p>(賞与)</p> <p>第14条 正職員への賞与については、勤続1年以上であり、かつ、毎年6月及び12月の賞与支給日に在籍する者について、考課して毎年6月及び12月のそれぞれの支給日に支給する。</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 <u>嘱託職員及び無期転換職員への賞与は、基本給を含む。</u></p>

備考 改正箇所は、下線_____が引かれた部分です。

附 則 (2021年3月4日改正)

この規程は、2021年4月1日から施行する。

評議員に提案する役員候補者案の承認について

佐々木定雄監事の2021年3月15日付け辞任に伴い、新たな監事を選任する必要があります。

第1回評議員会において決議された「役員を選任に係る透明性の確保について」（別紙参照）に基づき、賛助会員から理事長に対し以下の通り2021年3月15日付け監事選任についての案を推挙いただきましたので、評議員に提案して良いかご審議をお願いいたします。

この議案の提出については、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第177条の規定により準用する同法第72条第1項の規定に基づく監事の同意を現在の監事全員から得ていることを申し添えます。

なお、選任された場合の任期は、定款第36条第4項の規定に基づき、2022年3月31日に終了する事業年度に関する定時評議員会の終結の時までとなります。

3月15日付け 監事選任候補	
いのまた 猪股	まさのぶ 匡順 一般社団法人 日本ガス石油機器工業会 専務理事 (2021年3月5日就任予定)

以上

<第1回評議員会決議内容>

平成24年6月22日
一般財団法人家電製品協会評議員会

役員選任に係る透明性の確保について

一般財団法人家電製品協会の役員選任は評議員会の専権事項ではあるが、役員候補者の選出については一般財団法人の構成員たる賛助会員の意見を広く取り入れ、透明性を高め、公正を期すために、以下の手続きを経て実施することとする。

1. 一般財団法人の構成員たる賛助会員の意見を広く取り入れ、透明性を高め、公正を期すため、賛助会員は、理事長に対し役員選任を審議する評議員会開催の一定時間前までに役員候補者を含め役員選任についての案を推挙できることとする。
2. 上記の賛助会員からの意見も踏まえ、理事長は更に理事会に対して役員候補者案を諮問した後に、評議員会に役員候補者案を提示し、評議員会において選任する。

以上

評議員会の決議及び報告の省略について

本理事会で第1号議案から第4号議案までが承認された場合、定款第28条(評議員会の決議の省略)及び定款第29条(報告の省略)の規定に基づき、伊藤専務理事より評議員に対し、以下の議案について提案し、報告事項については通知し、評議員の皆様の意思を確認させていただくことをご提案いたします。

記

議案：

- (1) 「監事」の選任について

報告事項：

- (1) 2021年度事業計画及び収支予算について(理事会 第1号議案)
- (2) (指定法人) 2021年度事業計画書及び収支予算書の認可申請について
(理事会 第2号議案)
- (3) 規程類の改正について(理事会 第3号議案)
- (4) 株式会社エディオンとの係争について(理事会 報告事項2)
- (5) 今後の行事予定について(理事会 報告事項3)

なお、評議員への書面送付と回答期限は以下の通り予定しています。

書面送付：2021年3月5日(金)

回答期限：2021年3月15日(月)

以上

家電製品PLセンター業務における不当な影響の排除について

1. 裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律（ADR法）

（認証の基準）

第6条 第4号基準

申請者の実質的支配者等（申請者の株式の所有、申請者に対する融資その他の事由を通じて申請者の事業を実質的に支配し、又はその事業に重要な影響を与える関係にあるものとして法務省令で定める者をいう。以下この号において同じ。）又は申請者の子会社等（申請者が株式の所有その他の事由を通じてその事業を実質的に支配する関係にあるものとして法務省令で定める者をいう。）を紛争の当事者とする紛争について民間紛争解決手続の業務を行うこととしている申請者にあつては、当該実質的支配者等又は申請者が手続実施者に対して不当な影響を及ぼすことを排除するための措置が講じられていること。

2. 家電製品PLセンター業務規程

（基本理念等）

第3条 センターの業務は、客観的な事実に基づき、中立的な立場を堅持しつつ、公正かつ適正に実施されなければならない。

2 センターの業務に従事する者は、前項の基本理念にのっとり、相談者及び紛争の当事者に対して誠意ある対応をするとともに、センターの業務の迅速な処理に努めなければならない。

（不当な影響の排除）

第9条 協会は、第13条第1項、第2項若しくは第6項又は第14条第10項の規定により指名された手続実施者に対して不当な影響を及ぼしてはならない。

2 特定の者が前項に規定する手続実施者に対して不当な影響を及ぼしている若しくはそのおそれがあるとセンター長が認めた場合又は特定の者から不当な影響を及ぼされている若しくはそのおそれがあると前項に規定する手続実施者からセンター長に通知があった場合、センター長は、その解消に努めなければならない。

3 前項の規定により手続実施者への不当な影響又はそのおそれを解消する努力を行ったにもかかわらず、当該手続実施者に対する不当な影響又はそのおそれを解消できないとセンター長が認めた場合、センター長は、斡旋手続については当該手続実施者に当該斡旋手続の終了を指示するものとし、裁定手続については審査会の会長に当該裁定手続の終了を勧告するものとする。

株式会社エディオンとの係争について

株式会社エディオンとの係争について、現時点までの経過を下記の通りご報告申し上げます。

記

1. 背景

協会は、家電リサイクル券システムにおいて、法施行当初からデータ伝送店サービス^{※1}を運用してきました。しかし、諸々の事情により、データ伝送店より送信されるデータを協会では全く使用してきませんでした^{※2}。データを使用していない現状から、このデータ伝送店サービスを終了することとしました。

データ伝送店との契約は、期間の定めのない継続的契約となっており、中途解約条項がなく、データ伝送店サービスの終了について検討した結果、顧問弁護士より6か月以上の予告期間を設ければ解約可能との見解をいただき、対象となる小売業者2社（株式会社エディオン、上新電機株式会社）にデータ伝送店サービス終了を申し入れました。上新電機株式会社からは合意を得られ、サービス終了の覚書を締結しました。しかし、株式会社エディオンからは合意を得られず、双方の代理人を介して交渉を行ってきました。

※1 通常は指定引取場所にて引き取った廃家電のデータを入力し、協会に送信します。他方、データ伝送店サービスは、データ伝送店契約を締結した小売業者が、引き渡す廃家電のデータを直接協会に送信するサービスで、手数料として30円/台(税別)がデータ伝送店へ支払われます。

データ伝送店数：約220社(2001年度)⇒実質2社(2017年度)

※2 法施行当初よりデータ伝送店からのデータが遅れる或いは誤りが多い等の問題があり、協会と主なデータ伝送店とで協議した結果、データ伝送店が引き渡した廃家電についても、指定引取場所でデータを入力し、指定引取場所のデータを正とする特約の締結で合意しました。しかし、既に設置したデータ入力及び送信設備等の費用負担を考慮して、データ伝送店には、引き続きデータ送信の手数料を支払ってきました。

2. 株式会社エディオンとの交渉経緯と今後の予定

年 月	内 容
2017年8月	協会から2018年3月末日をもってデータ伝送店契約を解約する旨の文書送付
2017年10月	株式会社エディオンから応じられない旨の文書受領
）	この間、双方とも代理人を通じて互いの主張について文書のやりとりを数回行う
2018年3月31日	株式会社エディオンからの伝送データ受領及び株式会社エディオンへのデータ伝送手数料の支払を終了
2018年4月	株式会社エディオンが東京簡易裁判所に調停申立 ⇒2018年5月に調停不成立
）	この間、双方の実務者で、グリーン券への切替えについて調整。⇒2020年4月～切替
2019年10月	株式会社エディオンが <u>東京地方裁判所</u> へ訴状を提出 ⇒2019年11月11日 協会訴状受領 <内容>データ伝送店契約の解約は無効であり、2018年4月～2019年5月までのデータ伝送手数(約5,639万円)を支払え
2020年1月15日 ～9月18日	第1回期日～第5回期日（口頭弁論及び弁論準備）
2020年12月14日	判決言い渡し <u>当協会の全面勝訴</u> （原告の請求をいずれも棄却する）
2020年12月	株式会社エディオンが <u>東京高等裁判所</u> に控訴 ⇒2021年2月16日 裁判所より控訴に係る照会有
2021年5月18日	第1回期日（口頭弁論）

以上

今後の行事予定について

年	月日	時間	行事	主な議題等	場所
2021	3月4日 (木)	15:00～ 17:00	第17回理事会	2021年度 事業計画・収支予算等	リモート会議
	3月15日 (月)	-	評議員会(書面)	監事の選任 報告事項 (2021年度事業計画等)	書面決議 及び報告
	6月3日 (木)	16:00～ 17:15	第18回理事会	2020年度 事業報告・決算報告等	ザ・キャピトル ホテル東急
		17:30～ 19:00	第4回家電産業交流会		ザ・キャピトル ホテル東急
	6月22日 (火)	15:00～ 16:30	第17回評議員会	2020年度 事業報告・決算報告等	家製協 第1・2会議室
2022	3月3日 (木)	15:00～ 17:00	第19回理事会	2022年度 事業計画、収支予算等	家製協 第1・2会議室
	3月15日 (火)	15:00～ 16:30	第18回評議員会	報告事項等 (2022年度事業計画等)	家製協 第1・2会議室